イギリス原状回復法における弁済者の優先的保護(一)

錯誤による弁済を中心に

伸

橋 本

北法65(5·239)1365

第一章

はじめにし

問題の所在

目

次

第一節

導入

第二節 分析対象および叙述の構成

錯誤による弁済に基づく原状回復請求権の優先的保護 過説・ 判例による物的救済の正当化

第一節 錯誤による弁済の処理―― Chase Manhattan Bank 事件以前の議論状況

第二節 Chase Manhattan Bank 事件の概要

第三節 物的救済の正当化一ー ―所有権の帰属による正当化

判例の概観

通説的見解による裏付け

第四節 物的救済の正当化二― -柔軟な特定性判断による正当化

第一款 判例の概観――特定性の拡大

第二款 混和財産への追及

第三款 代償財産への追及

第一節 通説的見解に対する批判と近時の実質論的

アプロ

1 チ

第三章

第五節

小括

通説的見解に対する批判

第二節 近時の実質論的アプローチ

取引関係アプローチから因果関係アプロー チ(財産膨張理論

第四節 小括

第四章 終わりに― ―日本法への示唆

(以上、本号)

第一章 はじめに 問題の所在

餰 導入

等の原則は、 合ニ於テハ其価額ハ債権ノ目的、 行為取消権や相殺の領域) おいても白明の原則として理解されている。 ることができ、規定こそ置かれていないものの、現行民法典に 条二項本文 して理解されている。こうした原則は、 | 拘ワラス其債権額ノ割合ニ応シテ之ヲ各債権者ニ分与ス」) 債権者平等の原則は、 (「債務者ノ財産カ総テノ義務ヲ弁済スルニ足ラサル場 事実上の優先弁済を認める判例 の登場によって、 伝統的に、 原因、 体様ノ如何ト日付ノ前後ト 民法上の原則の一つと 旧民法の債権担保編一 今日では大きく修 しかし、 (たとえば、 債権者平 詐害 み

ても、 なるものは、 債権同士のみについてのことであり、『債権者平等の原則』 鈴木禄弥は、このような状況を踏まえて、「破産手続にお のであるとしていた 平等に扱われるのは、 実質的には、 (圏点、 ……優先的地位を与えられていな わば残りカス同士の平等にすぎな 引用者)。 11

債権者平等の原則の私法上における位置づけおよびその適用

正されていることも周知のとおりである。

投影されるべきかを考えるべきであるという視点であり、また、 されるにすぎず、 第二に、 にすることを意図した鈴木の上記の指摘は、 れるかを確定することこそ重要であるという視点である。 の意味を持ち、 つの視点を意識させたという点で重要である。 範囲を明確にすることにより、この原則の実質的機能を明らか この原則は債務者の倒産段階においてこそ基本原則として この原則は優先的地位が付与されない債権にのみ適用 執行段階や平常時の段階では、それがどれだけ むしろ、どのような場合にその例外が認めら われわ すなわち、 れに次の二 第一

請求権 える。 される債権以外は、債権者平等の原則が適用されることになる。 行為に基づく損害賠償請求権 者平等の原則にはいまだに検討すべき余地が残されていると考 ように思われる。 した債権は必ずしも一様ではないからである。 原則をこのように理解したとしても、鈴木が「残りカス」と称 その意味では、 筆者は、こうした鈴木の理解を肯定的に評価しつつも、 というのも、 (民法七〇三条、 原則は維持されている。 鈴木の理解では、 七〇四条) などには検討の余地がある (民法七〇九条) 明確に優先的地位が付与 しかし、債権者平等の たとえば、 や不当利得返還 債 権

り扱いには、次のような疑問がある。とかし、このような取者と同様の地位に置かれることになる。しかし、このような取するAは、不当利得返還請求権者として扱われ、他の一般債権で検討する。たとえば、錯誤に基づいて弁済者Aから受領者B(二)本稿は、これらのうち、不当利得返還請求権を取り上げ

債権者に棚ぼた的利益を与えることを意味する。 できることになる。これは、弁済者の損失で受領者の他の一般 のような取扱いは、Bの他の一般債権者が、法律上の原因のな のような取扱いは、Bの他の一般債権者が、法律上の原因のな のような取扱いは、Bの他の一般債権者が、法律上の原因のな のような取扱いは、Bの他の一般債権者が、法律上の原因のな のような取扱いは、Bの他の一般債権者と同様の処理がな 第一に、そもそもAB間の法律関係が無効であるにもかかわ

して妥当であるのかどうかは検討の余地がある。 違いにより、結論に大きな差異が生じるこうした処理が、果たる)のに対し、金銭の場合にはそうでないという形で、客体の戻権を行使することにより優先的な保護を受けることができとしての保護を受けることになる(破産手続きにおいても、取第二に、目的物が金銭以外の物である場合には、Aは所有者

地があるように思われる。 このように、債権者平等の原則には、いまだに検討すべき余

した判断がなされたと評価されるものもある。例の中には、金銭の占有と所有の不一致を認めることを前提と何らの対応策を講じていなかったわけではない。たとえば、判(三)もちろん、従来の判例・学説は、こうした疑問に対して

ある。 第二は、 別された価値所有権を観念し、 ことを反省し、「金銭の流通性保護と金銭所有権の保護の適切 保護のために必要以上に金銭所有者の保護を犠牲」にしてきた 体系への再編という構想のもとで、債権者の優先的保護の根拠 は その射程を限定する見解や修正原理として金銭の物所有権と区 護を図るために て以下の三つの類型に分けられる。第一は、金銭の流通性の保 な調整」という観点から、上述の問題点を解決すべく、 Ш .価値のレイ・ヴィンディカティオ)を提唱する見解である。 所有」理論に再検討を加えている。こうした動きは、 また、学説も、従来の「占有=所有」理論が「金銭の流 第三は、 「占有=所有」 物権 「占有=所有」理論を原則として維持しつつ、 債権峻別体系から財産権の帰属と移 理論の全面的な放棄を志向する見解で 物権的価値返還請求権 (あるい 「占有 通

ある。 を債務者の本来あるべき責任財産状態への復帰に求める見解で

場面では被害者救済が強調されるため正当化はし易いが、 どの「金銭が支払手段として交付されたが、 行われていないように思われる。 難である)として、後者の場面には別段の考慮が必要であると の場面では弁済者自身のミスという側面が強いため正当化は困 にも妥当するかどうかは明らかではない いる契約の無効・取消によって金銭の返還請求が生じる」場面 を念頭に論じており、そこでの議論が錯誤による弁済の場面な 指摘がなされている。 な研究は、 もっとも、 管見の及ぶ限りでは、 従来の議論は、 しかし、 金銭が窃盗ないし騙取された場面 この問題を直接考察する本格 これまでのところ十分には (というのも、 その前提となって 前者の 後者

第二節 分析対象および叙述の構成

(主として、イングランド) 法を中心に取り上げることにしの原則を検討する。その際には、比較法の対象としてイギリスける(錯誤による)弁済者保護のあり方を中心に、債権者平等本稿は、以上の問題意識を前提として、原状回復の場面にお

(江) というのは、上記のような問題は、イギリスでは、近時、たい。というのが本稿の目的である。
したいというのが本稿の目的である。

たい(第四章)。 (第二章)、それらの問題点を踏まえ、近時の学説の動向について第二章)、それらの問題点を踏まえ、近時の学説の動向についの第二章)、それらの問題点を踏まえ、近時の学説の動向について検討して、イギリスの伝統的な立場について検討して、バージャーのでは、まず、錯誤による弁済に基づく原状回復請求権の以下では、まず、錯誤による弁済に基づく原状回復請求権の

る物的救済の正当化 | 求権の優先的保護――通説・判例によ第二章 | 錯誤による弁済に基づく原状回復請

後述するようにイギリスでは、Chase Manhattan Bank 事件後述するようにイギリスでは、Chase Manhattan Bank 事件

的見解の理解を検討対象とする。 る優先的保護を根拠づけるために、イギリスの判例および通説ながら、以下では、錯誤による弁済者の原状回復請求権に対すながら、以下では、錯誤による弁済者の原状回復法における「最ではない。そのため、現在、イギリス原状回復法における「最もっとも、これらの議論は、イギリスの学説・判例上、一様もっとも、これらの議論は、イギリスの学説・判例上、一様

以下では、まず、Chase Manhattan Bank 事件の意義を明確

いて概観することにしよう(第四節)。 た上で(第一節)、Chase Manhattan Bank 事件において残された問題(金銭の特定性の問題)につの根拠について検討し(第三節)、最後に、Chase Manhattanの根拠について検討し(第三節)、最後に、Chase Manhattanの根拠について検討し(第三節)、最後に、Chase Manhattanの根拠について検討し(第三節)、最後に、Chase Manhattanの根拠について機計し(第三節)、最後に、Chase Manhattanの根拠について機計し、第二節)、最後に、Chase Manhattanの根拠について機能による弁別では、第二節(第三節)、の根拠について機能による。 の根拠について機計し、第三節)、最後に、Chase Manhattanの根拠について機計し、第三節)、最後に、Chase Manhattanの根拠について機能という。

Bank 事件以前の議論状況 Chase Manhattan

始めたい。 ために、同事件以前のイギリスの議論状況を確認することからために、同事件以前のイギリスの議論状況を確認することから本節では、Chase Manhattan Bank 事件の意義を明確にする

こと、第二に、通常、錯誤による弁済が起こると金銭所有権は対する優先的保護が直接争点となる事案が存在しなかったによる弁済者の優先的保護については十分に検討対象とされて(一)Chase Manhattan Bank 事件以前のイギリスでは、錯誤

済者の返還請求それ自体に否定的であったこと、を挙げること 地はないと考えられていたこと、 受領者に移転するために、 ができる。 弁済者の優先的保護を問題とする余 第三に、 判例が錯誤による弁

法理を指する。 裁判例に散在した準契約や後述する擬制信託 Goff および Jones の著作は、 たの の問題は、 の返還が要求されるにすぎない。 Bはこのような状況下においてはAとの間で金銭を返還する合 な利得であることに基づき返還を要求されるのではなく-者Aが受領者Bに事実に関する錯誤に基づき金銭を支払うと、 い場合に、 伝統的に このような状況において、 (契約) をしたと擬制され、その合意 は、 B ところで、 は当該弁済が無効であり、 Robert Goff および Gareth Jones 「準契約 法律上、 不当利得法理の観点から捉えられていなかった。 -の問題として理解されてきた。 錯誤による弁済の問題は、 (quasi contract)] — 契約があったように擬制して救済を与える イギリス原状回復法の嚆矢となっ 一九六〇年代半ばに、 したがって、 かつBの保持する金銭が不当 (契約) ―当事者間の合意がな の著作であった。 イギリス法では、 すなわち、 錯誤による弁済 に基づき金銭 (constructive イギリスの 錯誤

錯

 \mathcal{O}

として位置づけられ、そして、 準契約は、まさに「原状回復のもっとも古く、かつ重要な部 に把握し、 trust)といった法理を不当利得法理のもとで体系的 回復法のルールに従って処理される。 原状回復法の確立を試みた。 錯誤による弁済の問題は、 彼らの理解によ いれば、 統 分 的

す 4 共通錯誤 同 関する錯誤 相手方に譲渡する意思がないということが明らかである錯 領者が錯誤による弁済であることを認識していること、(b) 様々な制約を課し続けてきたからである。 ギリスの裁判所は、 するのは、もう少し後になってからであった。というのも、 指す)にあたること、 (35) (fundamental) (三) もっとも、イギリスの裁判所がこのような考え方を採用 裁判所は、 誤 にあたること、 (37) 性の錯誤や錯誤による二重弁済など) による (弁済者が弁済する責任があると誤って信じた錯誤を指 (common mistake)(弁済者のみならず受領者も錯誤 弁済 弁済者の返還請求を認める際に、 錯誤 ③事実に関する錯誤 0) 伝統的に錯誤による弁済者の返還請求 ②誤信された責任 (錯誤の存在が弁済者の側に当該金銭を当 原 因 となる 錯 にあたること、そし (supposed liability) 誤 すなわち、 (たとえば、 が、 従来、 1 基 イギリ 受領者の 本 a 的 該 な ス

錯誤者による返還請求が容易に認められなかったのである。 ⁽³³⁾ に陥っていること)にあたること、などを要求してきたため、

ある) から望ましい(この点は、 を予防する負担は、 帰結を導く-拡大すること、③弁済者の完全性 者の意思の支配を回復すること、②弁済者の自由な活動領域を 点が伺われる。すなわち、錯誤による弁済者に原状回復を認め 由に加えて、(アメリカ法の議論からの示唆としての) とそれに伴う弁済者保護の社会的要請の増加という実際的な理 その背景には、 ることは、 しかし、その後、こうした制限的な解釈論は、 の要請に資すること、および、第二に、経済的に効率的な 配分されることが社会全体の利益を最大化するという点 ―ことである。 第一に、個人の自律性保護で 現代テクノロジーの発展による錯誤弁済の増加 錯誤は潜在的に回避不能であるとすると、 錯誤の社会コストを最小限にする方法にお 錯誤に関する法と経済分析の所産で (integrity) を確保すること ――具体的には、①弁済 変更される。 次の二 錯誤

般的な返還請求権を承認し、従来の方針を転換した。この判決(Chancery Division) において、錯誤による弁済者に対して一下 された Barclays Bank v. W.J. Simms Ltd, [1980] Q.B. 677下された の裁判所は、Chase Manhattan Bank 事件の前年に

する。 う場合、 は、 還を認めることにより受領者が不利益を被らないために、 排除され、その結果、今日では、錯誤による弁済の問題は不当 さらに、九○年代に至ると、受領者の認識 ((a))、事実に関 誤信された責任に関する錯誤にあたること((b)②) および 判決は、従来の制約のうち、基本的錯誤にあたること((b)①)、 が否定される。そして、この判決およびそれ以後の判例は、 図した場合、②弁済が有効な約因(good consideration)を伴 事実に関する錯誤に基づき支払われた金銭を回復する資格を有 に弁済をすると、弁済者は、 る者(弁済者) 明確に打ち立てた。その基準によれば、 な利得の原状回復の問題として理解され、 する錯誤と法律に関する錯誤の区別 共通錯誤にあたること ((b) ④)、という制約を取り除いた。 述した制約を段階的に排除していった。具体的にみると、こ ても受領者がその金銭を保有することを本人(=弁済者) 61 錯誤による弁済者の原状回復請求権に関する一般的基準を てのかつての制約はみられなくなっている(もっとも、 しかし、(イ) 例外的に、弁済者は、①どんな場合であ ③受領者が善意でその地位を変更した場合、には返還 が事実に関する錯誤に基づき他の者(受領者 反証のない限り (prima facie)、 \widehat{b} (ア) 原則として、 ③)、という制 が意 地位

認められる)。

一次の条件のもとで受益者の責任を減免する」制度でたとき、一定の条件のもとで受益者の責任を減免する」制度でに、受益者が受け取った物を費消したり滅失するなどして失っ変更の抗弁〔(イ)③] ——すなわち、「不当利得が生じた場合変更の抗弁〔(イ)④]

たる 題が初めて争われたのが、Chase Manhattan Bank 事件であ 理解できると思われる。すなわち、 うな状況のもとで、錯誤による弁済者に対する優先的保護の問 な保護を与えるか否かという点は、 値的な返還請求権を認めるかに重点が置かれ、弁済者に優先的 錯誤による弁済の議論は、 ここでは立ち入らない。 これらの変遷の当否は、本稿の直接の検討対象ではないため、 次に、この事件の概要を確認することにしよう。 -対象とされてこなかった、ということである。このよ しかし、以上の概略からも次のことは 弁済者に対してどのような場合に価 イギリス法における従来の 関心の--ー少なくとも、 主 つ

第二節 Chase Manhattan Bank 事件の概要

判決の直接の争点を確認した上で(三)、その後の学説が本判以下では、本件の事実(一)および判決(二)を概観し、本

決について問題とした点(四)について紹介する。

of operation)により創設される信託関係を指す—(ffe) 関係に、利得者を受託者、損失者を受益者として、法の働き して、 求 保持すると主張して、二〇〇万ドルの返還を請求した(物的 れた。 た。 に支払った後、(Xの被用者の事務的間違いにより)錯誤に基 Chase Manhattan 銀行) の対物権ないし物的権利 ると主張し、弁済した金銭たる二〇〇万ドル上にエクイティ に清算申立書を提出し、同年一二月二日に清算手続きが開始さ 五日にYは、Xの錯誤を認識したが、何らの措置も講じなかっ づきYに対して再び二○○万ドルを支払った(なお、 にもとづき、二〇〇万ドルをY(ロンドンの Israel-British (proprietary claims))° その後、 その後、 錯誤による弁済により擬制信託 (**事実**) Y は、 X は、 一九七四年七月三日にX 同年八月二日に高等法院 本件の準拠法がアメリカ法であると主張 は、 (right in rem/proprietary right) 상 イタリアの銀行 (ニュ -当事者の意思とは (High Court) (訴外)] 日 1 が成立す 同年七月 ク州 0) 行

れない、と反論した。その理由としては、第一に、イギリス法これに対し、Yは、イギリス法ではこのような主張は認めら

を置き、このことがエクイティによる法的保護の対象となるよ relationship) —— が挙げられている。 本件のXとYの間にはそのような関係は存在しなかったこと、 うな関係」を指すー(50) する一般的な救済手段として用いられていないこと、 法においてエクイティ上の物的救済が認められるためには、ア (たとえ擬制信託を使用することができるとしても)イギリス 1) カ法と異なり、 アメリカ法とは異なり、 「一方の当事者が他方に信認(confidence) ーが存在することが必要であるのに対し、 当事者間 擬制信託は、 に 信 認関係(fiduciary 原状回復請求に対 第二に、

信認関係が発生するとした上で、結論として、錯誤による弁済信認関係が発生するとした上で、活において、名の弁済により当然には、本件における準拠法がアメリカ法(ニューヨーク州法)であるとを確認した上で、Yの第一の反論理由について、アメリカ法(本件では、ニューヨーク州法)の立場――具体的には、是解――を確認し、それらは、エクイティ上の一般法理として見解――を確認し、それらは、エクイティ上の一般法理として見解――を確認し、それらは、エクイティ上の一般法理として見解――を確認し、それらは、エクイティ上の一般法理として、第二の反為理由(=信認関係が発生するとした上で、結論として、錯誤による弁済における。

remedy)を認めた。 者であるXの請求 (=物的請求) に対して物的救済 (proprietary

Ŕ 者のために受託者として受領日(一九七四年七月三日)から保 とを理由として、受領者は、 受領者の手元の財産は、 妨げることを理由に、 結果、受領者がコモン・ロー上の所有権を取得する)としつつ 済した金銭に対するコモン・ロー上の所有権を喪失する(その 有する、と判示した。 利を有すること、(d) 上の物的権利を尊重する信認義務に服すること、(c)弁済者は し (retain)、そして、受領者は、良心にもとづきエクイティ 貫したエクイティ上の物的権利にもとづき金銭を追及する権 大法官府は、(a) (b) 錯誤による弁済は、 弁済者は、 弁済者は、 弁済者の金銭を体現する (represent) エクイティ上、受領者に帰属しないこ 錯誤により支払われた金銭を弁済 エクイティ上の所有権の移転を 事実に関する錯誤により、 エクイティ上の所有権を保持 弁

認められることについては、争いがない。すなわち、錯誤によにおいて、Yに対する錯誤弁済に基づく原状回復請求権がXにを契機として擬制信託が成立するか、という点にあった。本件(三)(直接の争点)本件の直接の争点は、Xによる錯誤弁済

personal right]) であり、 領者の他の一般債権者に対する優先的保護まで主張することが により、 ではなかった。 できる権利 ることが認められる権利 この受領金相当額の返還請求権は、受領者に対してのみ主張す の受領した金銭相当額の返還を請求することができる。しかし、 る弁済者は、 コモン・ロー Barclays Bank v. W.J. Simms Ltd [1980] Q.B. 677 対物的権利 上の準契約に基づき、 受領者が破産した場面において、受 (=対人的権利 (right in rem/proprietary right]) (right in personal/ 受領者に対してそ

が与えられる余地が残されていた(物的救済)。というのも、(i) 属することになり、 にあったとしても「 者が他の物的権利を有する財産は-破産において清算人が配当のために利用可能な財産は、 破産者) そこで注目されたのがエクイティ上の救済であった。 エクイティ上では、 制信託が成立すると、 に帰属する財産のみであり、 当該財産は破産財団に含まれないからであ 含まれず、 擬制信託を理由に弁済者に優先的保護 エクイティ上の所有権は弁済者に帰 ii -たとえ、債務者の占有下 錯誤による弁済を契機 第三者の所有物や第三 債務者 すなわ

> 錯誤による弁済者に優先的な保護が与えられることは、(38) 事者間に信認関係が要求されず、 前 る弁済者の優先的な保護に関する立場は、不明確なままであ 当事者間に信認関係が要求され、②および③についてもアメリ が成立することが認められていた(同一六三条)。そのため、 テイトメント一六〇条)、 カ法においては、 あった(先述)。敷衍していえば、次のとおりである。 アメリカ法において専ら認められてきたものであり、 弁済を契機に擬制信託が成立するかどうかという点にあった。 本判決の直接の問題の所在は、 カ法のようには理解されていなかった。それゆえに、 れていた。これに対し、イギリス法においては、①については、 対する一般的な救済手段と位置づけられ 以上のような背景のもとで、大法官府は、 のイギリス法における取扱いについては、 ①エクイティ上の物的救済の条件として、 ③錯誤による弁済を契機に擬制信託 イギリス法において錯誤による ②擬制信託は原状回復請 (第一次原状回 アメリカ法の立場 不明確なまま 錯誤によ 本判 確立さ アメリ 復 リス 決以 当

(①)を形式的には維持しつつも、錯誤による弁済以前にその府は、イギリス法の伝統的な立場に配慮して、信認関係の要件いし復帰信託)が成立すること(③)を認めた。なお、大法官

を受け入れる形で、錯誤による弁済を契機に信託

る

かし、このような錯誤弁済を契機とする擬制信託の成立は、

(擬制信託な

ような関係があることは要求せず、 錯誤による弁済により当然

に発生すると柔軟に解した。

債権者に優先して保護されるのか、という点について批判がな 帰結に対しては、学説から、弁済者が何ゆえ受領者の他の一般 (本判決以後に学説が注目した点)もっとも、こうした

済者の返還請求を認めることは、同時に弁済者が受領者の他の

された。というのも、弁済者と受領者間に擬制信託を認め、

弁

題であったために、こうした観点からの検討が十分に行われた らである。この事件は、直接的には、XとYの二当事者間の問 領者の他の一般債権者がその損失を甘受する根拠)を議論する 当化する根拠(弁済者が優先的保護を受ける根拠、さらには受 とはいえなかった。そのため、その後の学説は、その結論を正 般債権者に優先して返還を受けることを認めることになるか

Bank 事件は、 の点を検討することにしよう。 それでは、 いかなる根拠を提供するであろうか。次に、こ 上 0 観 点から見直すと、Chase Manhattan

ようになった。

第三節 物的救済の正当化 | --所有権の帰属による

有しないことに根拠づけられる。こうした理解は、破産法上、 assets]」という)の所有権が弁済者に帰属し、弁済者の原財 まれないという原理 のみ構成され、 破産財団が、 産が破産財団の一部を構成しないこと、そして、その帰結とし 済者の優先的保護は、弁済した金銭それ自体(「原財産〔original [property of estate principle]) に基づくものである。 て、受領者の他の一般債権者が弁済者の原財産に対して権利を Chase Manhattan Bank 事件の判決によれば、錯誤による弁 破産時に債務者自身によって所有される財産から 他の者に帰属する財産はそこ(破産財団)に含 (破産法における所有権のエステイト原

このような処理は、 すにすぎず、優先的保護は当然の帰結と解されることになる。 できる。こうした迂遠な方法が採用された原因は、平時実体法 いう帰結をも同時に導こうとするものであると評価することが な問題を巧みに回避し、 この原理に従えば、弁済者は、当然に自己の所有物を取り戻 破産法が定めるフライオリティ・ルールの変更という困難 問題を所有権の帰属に還元することによっ かつ、弁済者に優先的保護を与えると

根拠が求められる。しかし、 目的との関係で必要な範囲において平時実体法を変更するとい なわち、 ることができる、ということである。 とにより、 法によるプライオリティ・ルールの変更を意味し、 求権に受領者の破産において優先的保護を与えることは、 と破産法との関係性を踏まえると、 う建前 と破産法の関係性にあるのではないかと筆者には思われる。 優先順序に従って執行することができ、 (プライオリティ・ルール) 破産法は、 破産法は、あくまで平時実体法上の権利 原則として平時実体法を尊重 問題を所有権の帰属に還元したこ を採る。 一般債権である原状回復請 上記の問題を回避す このような実体法 Ĺ その正当化 (所有権) 破産法の 破産 す

ある。 と所有権移転行為 (譲渡 [conveyance]) を区別し (形式主義)、 考え方 になる、 金銭の所 かつ無因性に立脚しつつも、 権が、受領者(破産者)の占有下にあるとしても、 ところで、このような帰結は、 受領者の破産財団を構成しないことを前提としたもので 日本法の金銭の取り扱い 〔末川〕) とは異なり、 と説明する(それゆえに、 有権移転行為それ自体も取消し イギリス法は、 原因行為に瑕疵がある場合には (占有あるところに所有ありする 錯誤による弁済者の金銭所有 無因体系に立ちつつも、 (ない 原因行為 し無効) 弁済者に帰 (契約) の対象 有

> 評価に接続されている。 構成を ろであり、 無因構成に立脚するかについては、 とも、イギリス法が有因 を占有しているとしても、弁済者に金銭所有権が帰属すること 因体系と同様の帰結を導くことになる〔以下では、 すなわち、占有と所有の不一致 「有因類似構成」という〕)。したがって、受領者が金銭 同時にそれが Chase Manhattan Bank 事件の判決の (ないし有因類似) 学説の評価が分かれるとこ -が認められている。もっ 構成に立脚するか、 このような

判例に一瞥を与え(一)、そのうえで、 る学説を紹介することにしよう (二)。 転にどのように影響を及ぼすか、という観点から、 因行為に瑕疵がある場合に、原因行為の瑕疵が金銭所有権の移 そこで、 以下では、 錯誤による弁済など弁済の基礎となる 所有権の帰属を重 イギリス 視 原

や圧力〔強迫か不当威圧かで分かれる〕など〕がある場合、 に陥った原因が錯誤者自身にある場合 よる弁済など弁済の基礎となる原因行為に瑕疵 [錯誤の内容 [基本的錯誤 し第三者にある場合 (「誘発的錯誤」という)] で分かれる (先述) かそれ以外か] と原因 (「自発的錯誤」という) (たとえば、 「錯誤 原因 と相 北法65(5·251)1377

(一)(イギリスの判例の概観) イギリスの裁判例を、

錯

誤に

手方ない

誤

に Skinner, (1887) 36 Ch.D. 145 [Court of Appeal]])、第三に、 Rep. 185 (Chancery Division))、第二に、金銭の所有権は移転 Lords) [□] Box and others v. Barclays Bank plc, [1998] Lloyd's Girozentrale v. Islington LBC, [1996] A.C. 669 (House of 銭の所有権は弁済者に帰属する)に属する判決をみると、第一 receivership), [1995] 1 A.C. 74)がある。他方で、(イ)の領域 は復帰しないとするもの([5] Re Goldcorp Exchange Ltd. 銭の所有権は移転し、かつ取消しが認められても金銭の所有権 Land Holding plc, [1993] 3 All ER 717′ [뉵] Allcard v. 銭の所有権は復帰しないとするもの([3] El Ajou v. Dollar に属する判決をみると、第一に、無効であっても金銭の所有権 するもの)に分かれる。もっとも、その構成は、一様ではない。 影響を肯定するもの もの (金銭の所有権は受領者に移転すると解するもの)と (イ) という観点から大別すると、領域的に、(ア)影響を否定する の移転は妨げないとするもの([1]Westdeutsche Landesbank 行為の瑕疵が金銭所有権の移転にどのように影響を及ぼすか、 まず、(ア)の領域(金銭の所有権は移転するとするもの) かつ取消しが一定の事由により否定されることにより、 無効ゆえに金銭の所有権は受領者に移転しないとするもの (金銭の所有権は受領者に移転しないと解 (in 金

2061 (Chancery Division), [1] Banque Belge pour others, [2004] EQHC 2771; [2005] 1 Lloyd's Rep. 298 (Chancery 及ぼすかどうかを判断しているといえる。 その無効・ 疵が無効·取消しの原因となるか否かを判断し、その上で、(ii) of Appeal]、[2] Shalson v. Russo, [2005] Ch. 281) がある。 London Allied Holdings v. Anthony Lee and ors, [2007] EWHC Division])、第三に、金銭の所有権は移転するものの、 Commerzbank Aktiengesellschaft v. I.M.B Morgan Plc and Bank, [2003] 1 Lloyds Rep.341 (Queens Bench Division) [5] Bank 事件のほか、[8] Papamichael v. National Westminster 所有権は弁済者に残るとするもの([7] Chase Manhattan Lords])、第二に、 弁済の原因行為 l'Etranger v. Hambrouck and Others, [1921] 1 KB 321 (Court イティ上の所有権が弁済者に復帰するとするもの 表示等を理由とする)取消しによりコモン・ロー上ないしエク のの、それはコモン・ロー上の所有権であり、エクイティ上の ([6] Sinclair v. Brougham, [1914] A.C. 398 (House このように、イギリスの裁判例は、理由づけは様々であるが、 取消しの効果が金銭所有権移転 (契約) に瑕疵がある場合には、(i) その瑕 無効であっても金銭の所有権は移転するも (譲渡) にも影響を 10 of

受領者の他の一般債権者と同様に、破産リスクを引き受けて商 rısk)」を導入することになる、 見上ある者に帰属する財産が、実際には他の者に帰属する」と これらの帰結を裏付ける実質的理由として、[1] 判決は、 挙げる。これらは、 銭ではなく、同価値の総額 判決は、 転しないという一般的ルールはない」ことを挙げ、また、[5] の領域) 判決は、 の事態を甘受させられる。このような帰結は、 請求権に優先的保護を与えると、商事取引に関与する者は、「表 状回復請求権に優先的保護を与えることによる「経理簿外の責 を及ぼさない (善意有償取得者が存在したことを理由とする) および 無効な契約に基づき支払われた金銭の所有権が、 sk)」を導入することになる、というのである。また、に反し、「商事取引に管理できない危険(unmanag (off balance sheet)」の発生を挙げる。すなわち、 (合理的期間の経過を理由とする)を除くと、[1]判決は、 (無効な利率スワップ契約であったことから)弁済者は についてみると、 「顧客が取消しに基づき回復するものは、『自己の』金 (=無因)との立場を示すものである。 契約の有効性判断が金銭所有権移転に影響 取消し自体が否定された[3] (equivalent sum) である」ことを 取引関係者の予 (unmanageable 受領者に移 さらに、 原状回復 $\overline{4}$ 判決 原

> げる。 する〔機会を有する〕供給者とは異なる立場に立つ」ことを挙 険を認識している供給者やそのような危険に対して担保を取得 であったため)「錯誤により金銭を支払った者は、 由として、[8] 構成)を挙げる。さらに、これらの帰結を実質的に裏付ける理 ティ上の所有権 無効ないし取消しにより、金銭所有権 \mathcal{O} 次に、 領域)についてみると、まず、[6] [7] [10] [12] 判決は 弁済者への金銭所有権の帰属を肯定した理 判決は、 -の移転にも影響を及ぼすこと(=有因類似 (錯誤による弁済が問題となった事案 少なくとも、 未弁済の危 由 エクイ

まず、

弁済者への金銭所有権の帰属を否定した理由

(r

事取引に入ったことも挙げる。

うのも、 の帰属が認められるのは、(i)錯誤が基本的な錯誤に当たる 論理的には、 判決を位置づけると、この事件の錯誤による弁済者(=X) るといえる。 権が弁済者に帰属するか否かによって形式的に判断を下して か否かという実質的判断に配慮しつつも、 以上から、 もっとも、こうした枠組みに Chase Manhattan Bank 事件 イギリス法の下では、 所有権の帰属が認められないはずであった。 イギリスの判例は、 錯誤による弁済者に金銭所有権 弁済者が優先的保護に値 理屈としては する

場合、 所有権の帰属を主張することができる。 誤者自身により惹起された錯誤)による場合には、こうした取 îi 受領者の不実表示を契機として弁済者が錯誤に陥った場合 ことはできない。もっとも、基本的錯誤に当たらないとしても、 を有していると評価されるから)ため、 よる二重弁済は、 されるからである。他方、従来の判例の理解に従うと、 う場合はこれに該当する――には、所有権は移転しないと評価 のみ移転し、そのような意思を欠く場合――基本的な錯誤を伴 モン・ロー上の所有権は、所有者が譲渡する意思を有する場合 者に移転していないと主張することができる。というのも、 ○○ポンドを支払った場合〔量の錯誤〕)には、弁済者は、 若干補足するならば、 (一〇〇ポンド) についてコモン・ロー上の金銭所有権が受領 つ不実表示を理由に取り消された場合に限られるからである。 権は認められない。 二重弁済の場合には、弁済者は、二回とも金銭を移転する意思 の場合)には、 弁済者がちょうど五○○ポンド支払うつもりが、 または îi 基本的錯誤にあたるとはいえない(というの 錯誤が受領者による不実表示に基づき、 弁済者は取消権を行使することにより、(8) 次のとおりである。(i)の場合(たと 所有権の移転を阻止する しかし、自発的錯誤(錯 実際には六 錯誤に 超過分 か コ

> 物的原状回復一般をめぐって、学説の論争を生んだ。 明確にこれとは異なる帰結を導いた。それゆえに、本判決及びどまる。これに対し、Chase Manhattan Bank 事件の判決は、どまる。これに対し、Chase Manhattan Bank 事件の判決は、以上の理解を前提とすると、非基本的錯誤かつ(不実表示に以上の理解を前提とすると、非基本的錯誤かつ(不実表示に

点 解を強く主張するのは、 である。 ロー上ないしエクイティ上の所有権を保持ないし取得したから に優先的保護が与えられるのは、弁済者が、 しようとする。 に呼応するかのように、イギリスの通説的見解は、 る Peter Birks である。 を執行するものでしかない、というわけである。このような見 (pre-existing)、かつ、継続する (continuing) 権利 (二) (通説的見解による判例の結論の裏付け) こうした判例 (所有権の帰属)に重点を置いて弁済者の優先的保護を説明 すなわち、 通説的見解によると、このような場面で弁済者 物的救済は、 イギリス原状回復法の先導者といわれ 特定財産に対して既存の 原財産のコモン・ 形式的 (所有権

有権やその他の物的権利)を指し示す語として「所有的基礎Birksは、コモン・ロー上ないしエクイティ上の物的権利(所

ている場合には、その代償財産が存在する限り、 に所有権が移転した場合)には、 が所有権を保持するか否かに依存する、と解される。すなわち、 済を形式的な観点から説明することを試みている。 は認められる、というのである。 のに対し、 弁済者が、当該財産に対する所有権を喪失した場合 (proprietary base)」という概念を用いることにより、 ば、 物的原状回復は、受領者の財産 弁済者が、当該財産に対して所有権をいまだ保有し 物的原状回復は認められない (金銭)に対して弁済者 物的原状回復 Birks によ (=受領者 物的 救

拠したものである。こうした議論は、 財産の返還請求にすぎない、と理解するものであり、 が受領者の財産のもとに価値としてとどまっており、 うとするものであるといえよう。 価値のレイ・ヴィンディカティオ」(先述) 0 要するに、Birksの議論は、 弁済者の返還請求は受領者の手元にとどまっている自らの わば形式論的に Chase Manhattan Bank 事件を理解しよ 般債権者に優先するのかという問題に立ち入ることな 弁済者の財産から逸出した財産 弁済者が何ゆえ受領者の と類似の発想に依 わが国 したが 0 0

することで、弁済者に優先的な保護を与えるべきか否かというもっとも、Birks に代表される以上の議論は、形式論に固執

である。 ⁽⁹⁹⁾ きない。 これに対して、 Bank 事件を理解しようとするのであれば、 と比較し、優先的保護を認めるものである。このような結論は、 Bank 事件の弁済者は、 る――、 実質的な観点からではなく― 他の一般債権者に対する優先的保護が与えられるべきかという 目指す必要があり、 が必要となるのであり、その決定は立法府の権限に属する事項 しかし、こうした救済を認めるためには、 点から、 般債権者と同様に、按分配当を甘受する立場にいた いることに留意する必要がある。 実質論に立ち入ることを意識的に回避することをも狙いとして な観点からなされる必要がある。 見すると、 裁判所は、 弁済者に所有権が帰属しているかどうかという形式的 対物的保護 それゆえ、 所有権が帰属しない弁済者に、 物的救済は、 司法府の権限を超えた判決を下すことはで あくまで既存の法律の枠内で事案の解決を (=物的救済)を認めることを意味する。 既存の法律の枠内で Chase Manhattan 受領者の破産の場面において、 弁済者に対して、 ―これを判断するのは立法府であ シンシン Chase Manhattan 別個に法律上の 弁済者に受領者の 実質的に衡平の 他の一 般債権者 (先述)。 他の一 根拠

司法府と立法府の権限に配慮しつつ、Chase Manhattan Bankこのように、Birks らの主張する「所有的基礎」という概念は、

うに述べ、実質論を明確に拒否している。 立ち入ることを慎重に回避するものである。Birks は、次のよ事件の意義を専ら所有権の帰属の問題とすることで、実質論に

物的権利を発生させたと判示したことが Chase Manhattn Goulding 判事が、錯誤による弁済が直接のエクイティ上の して、 の問題、 Bank 事件において正しかったかどうかいう問題は、立法者 護〕を受けるかという問題は、専門的な概念的問題であり、 である。 発生させるかどうかを決定することにより答えることがで 錯誤による弁済の効果が直接的なエクイティ上の物的権利を うことによっては答えられ得ない。その問題は、そのような 保債権者よりも有利に扱われるべきかどうかという問題を問 法律家は期待通り答えることができる。 (中略)それゆえに、 かという問題は、 ある請求権が破産において優先〔的保護〕に値するかどう 有するならば、いつからそのような権利が優先〔的保 すなわち、破産において、錯誤による弁済者は無担 対照的に、 〔法律家には〕答えることはできない問題 弁済者が物的権利を有するかどうか、そ

> 形式的に理解されることになる。 表――裁判官は、実質論(政策論)に踏み込むべきではないと がう考え方――の強い影響をみることができる。以上の理解に いう考え方――の強い影響をみることができる。以上の理解に がうと、Chase Manhattan Bank 事件は、錯誤による弁済によ がうと、Chase Manhattan Bank 事件は、錯誤による弁済によ がうと、の見解には、イギリス法に通底する法形式主

よる正当化 第四節 物的救済の正当化ニ――柔軟な特定性判断に

上の権利の対象物――受益者ないし被害者(以下、「受益者」との推利の対象物――受益者ないし被害者(以下、「受益者」との救済手段(具体的には、合意に基づく信託〔明示信託〕の上の救済手段(具体的には、合意に基づく信託〔明示信託〕の上の救済手段(具体的には、合意に基づく信託〔明示信託〕のに、こかに、エクイティ上の物的救済の問題として基礎づけられい代護は、エクイティ上の物的救済の問題として基礎づけられる。との権利の対象物――受益者ないし被害者(以下、「受益者」という)。その際に、エクイティとの権利の対象物――受益者ないし被害者(以下、「受益者」という)。

で統 で統 性を問題にするようになる。 であることが要求されてきた。そのため、 で統 沿って、 する) する) する)の信託財産ないし騙取された財産(以下、「原財産 錯誤による弁済者に対する物的救済の場面でも、 の手元において特定可能 が受託者ないし違法行為者 (ないし同 学説は、 (以下、「受託者」 この 識別可能 流れに 特定

るための具体的な基準については、何ら言及されなかった。 (®) Chase Manhattan Bank 事件においては、 受託者の手元において物理的に原財産を特定することは困難で け、 な立場からも批判が加えられているところである。 (E) あるため。ところが、こうした金銭の特定性の問題につい 傻先的な保護を与えることに否定的な立場のみならず、 れゆえに、こうした取扱いをめぐっては、 の前提に基づいて結論が導かれており、 たために)原財産は、受領者の手元において特定可能であると (金銭) と受託者の固有財産 物的救済の対象物が金銭の場合である。というのも、 っとも、 こうした特定性の問題が顕在化するのは、 (金銭) が混和した場合には、 金銭の特定性を判断す (当事者が争わなかっ 錯誤による弁済者に 肯定的 とりわ 原財 そ

る金銭の特定性に関する議論を手掛かりとして、Chaseそこで、本節では、イギリス法における物的救済一般におけ

とにしたい。以下では、 を概観する 追及について、その要件及びその基礎づけについて学説の議 が生じる原因についてみる 混和財産への追及について、 例を概観し、 産や混和財産にまで拡張されていることを示す(第一款)。次に、 クイティ上の物的権利の対象物の特定の問題 Manhattan Bank 事件において残された問題 (第三款)。 金銭の所有権の特定性が原財産のみならず代償財 まず、物的救済一般に関する従来の判 (第二款)。 コモン・ローとエクイティの差異 最後に、代償財産 すなわち、 を検討するこ へ の 工

一款 判例の概観――特定性の拡大

第

おい 者BのもとでB固有 された場合であり、 者Aに帰属する金銭それ自体 となる場面をいくつかの観点から区別してきた。第一に、 (substitute assets)」 とらう) (一) (はじめに―問題となる場面の類型化) もとでそのまま存続している場合と他の物 て、 従来、イギリスの判例・学説は、 第二に、受益者Aに帰属する原財産が受託 (ないし第三者C)の金銭と混和した場合 を取得するためにBにより使用 (「原財産」という) が受託者B 金銭の特定性 物的 (「代償 救済 が問 対産 受益 般

とそうでない場合である。

かつ受託者Bは、 そして、(σ) 受益者Aの金銭と受託者B固有の金銭が混和し、 受益者Aの金銭と受託者B固有の金銭が混和し、かつ受託者B 場合、(β)受益者Aの金銭と受託者B固有の金銭が混和せず、 受益者Aの金銭 かつ受託者Bは、Aの金銭により代償財産を取得した場合、(Y) 償財産を取得した場合、 かつ受託者Bは、 とにより、 それゆえに、 当該混和した金銭により代償財産を取得していない場合、 以下の四つの類型が問題となる。すなわち、(a) 論理的には、 当該混和した金銭の一部ないし全部により代 (原財産) Aの金銭により代償財産を取得していない の各類型である。 と受託者B固有の金銭が混和せず、 上記二つの場合を組み合わせるこ

敷衍していえば、次のとおりである。受託者が信認義務に反

をもたらす。 (SS) ることができるかどうかは、受託者の保護の態様に大きな差異 者が原財産の交換価値により取得された代償財産を「特定」す る所有権が認められる。それゆえに、 価値により取得されたことを根拠に、受託者は代償財産に対す 益者は、原財産に対する所有権を喪失する。 得者(bona fide purchaser for value)にあたる場合には、受 following と呼ばれる。しかし、第三者が原財産の善意有償取 が代償財産を取得している場合には、 第三者の手元にある原財産自体の返還を請求することができ して原財産を第三者に処分した場合 (β類型) には、受益者は る。こうした第三者の手元にある原財産を特定する作業は 代償財産が原財産の交換 イギリス法上では、受益 もっとも、 受託者

られてきた。 えに、受益者は、原財産の交換価値が含まれた混和物を「特定」 益権)を奪う積極的な理由とはみなされない クイティ上では、 を特定(ないし同一識別)することは困難になる。 類型)には、 することができる限り、 また、受託者が原財産を自己の固有財産と混和した場合 金銭の性質に鑑みると、 金銭の混和は、 その価値の割合に応じて持分権が認め 受益者から当然に所有権 返還の対象となる原財産 (後述)。 しかし、 それゆ (受 y

と呼ばれる。 権は、 償財産を取得するために使用された場合 の価値代替物を特定する作業は、tracing(〔狭義の〕追及という) かという点に帰着する。このような受託者の手元にある原財産 価値代替物 O固有財産と混和した場合(σ類型)には、原財産に対する所 効力を維持することができる。そのため、 このように、イギリス法においては、原財産の交換価値 代償財産や混和物の上に所有権や担保権という形で同様 (代償財産または混和物)を特定することができる (β類型) 問題は、 や受託者の 原財産の が代 有

それゆえに、イギリス法においては、金銭の特定性の問題は、 を明らかである。 を明らかである。 を明らかである。 を明らかである。 を明らかである。 を明らかである。 を明らかである。 をれゆえに、イギリス法においては、金銭の特定性の問題)という二つの次元で区別されて (I)) のと原財産を特定する following の問題(物体的な同一性の問題)の と原財産を特定する following の問題(物体的な同一性の問題)の と原財産を特定する following の問題(物体的な同一性の問題)の を明らかである。

なわち、それは原告〔弁済者〕が自己の所有物(property)手段(remedy)でもなく、プロセス(process)である。す〔広義の〕追及は、いわゆる、権利主張(claim)でも救済

主張を正当化するものである(傍線は引用者による)。る(represent)ものとみなされうるとの原告〔弁済者〕の受領者が譲渡しまたは受領した金銭が自己の所有物を体現すに生じたことをたどり、それを受領した者を特定し、そして、

Chase Manhattan Bank事件において、錯誤による弁済者にで、以下では、こうした点に留意しつつ、具体的に特定性の判で、以下では、こうした点に留意しつつ、具体的に特定性の判で、以下では、こうした点に留意しつつ、具体的に特定性の対応とはいえず、むしろ自明なものとして理解されてきた。そこで、以下では、こうした点に留意しつつ、具体的に特定とは、形式的にみる限り、上記の法理論が断について判例の立場を概観することにしたい。

は、代償財産が原財産の価値で取得されたことに求められていけ、代償財産が存在する場合には、物的救済に必要な特定性はれた代償財産が存在する場合には、物的救済に必要な特定性はてみると、判例は、弁済者のもとに原財産の交換価値で取得さ(三)(判**例の考察**)まずβ類型(代償財産への追及)につい

する 上に保有されていること、あるいは一定の信認関係にあること 者は、 なり得ないと解した (コモン・ロー上の追及)。他方で、(si) 原財産は、 うした差異が生じる原因は、 なされる原財産の交換価値に対して執行することが認めら ティ上の所有権 を行っていたものの、 イティでは、 能財産が混和した場合とは異なり、 る担保権という形で存続し、特定性は当然には消滅しないと解 合に、原財産たる金銭の特定性が消滅するかどうかが問題とな 次に、 判例 原財産たる金銭が弁済者の固有財産たる金銭と混和した場 (エクイティ上の追及)。それゆえに、 混和物に対して擬制信託に基づきリーエンまたはエクイ もっとも、 一方で、コモン・ロ γ 類型 は、 特定性を失い、その帰結として、 判例は、 コモン・ローとエクイティで取り扱いを異に (持分権) が認められ、 (混和財産への追及) についてみると、ここで その際には、 現在は、 かつてはコモン・ローと同様の取り扱い ーでは、 後述する)。 原所有者は、 原財産の所有権が混和物に対す 金銭が混和した場合には、 判例は、 混和物に含まれるとみ 原所有者たる弁済 物的権利の客体に 金銭以外の代替可 自己の財産が信託 エク

σ 類 型

(混和財産の代償財産への追及)についてみ

その後、 ち、 には、 金銭と推定するルールと(β) 混和資金の残額から後に引き出 倍の絵画を購入するためにそれを使用した場合のように、 ると、 された金銭が追及できない場合には、 により追及できない場合には、残っている金銭を弁済者自身の 利に証拠上の推定を及ぼす。具体的には、弁済者は以下のルー れを喪失し、次に、二〇〇〇〇ポンドを引き出し、そして価値で三 を〔当該金銭に自己が権利を有しないことを認識しながら〕混和し、 の二五〇〇〇ポンドの金銭と弁済者から受領した二五〇〇〇ポンド 合 弁済者自身の金銭と推定するルールである。 ルのうち、 が喪失し、誰の金銭が当該絵画の購入に使用されたかが不明な場合) じる場合とそうでない場合で異なる取り扱いをする。 る。すなわち、第一に、受領者が弁済者の金銭と受領者自身の 金銭を悪意で混和した場面では、 大別して以下の三つの場面に類型化したうえで特定性を判 (証拠上の困難性が生じる場合) (例えば、受領者が自分自身 (α)(上記の例のように) 先に引き出された金銭が浪費等 判例は、 判例は、受領者=悪意であることを根拠に、受領者に不 受領者がその混和物からまず二〇〇〇〇ポンドを出し、 自己に有利なほうを援用することができる。 β類型及びγ類型の判例法理を前提としつつ、 判例は、 先に引き出された金銭 証拠上の困難性が生 前者の場 誰の金銭 すなわ そ

きない)、 balance) れたものに自己の金銭を追及することができると解する。(図) とを証明することができる場合のみ、 えることにより弁済者の損失を填補する意図があったというこ ありとし(なお、この場合には、 究不能〕、その後受領者が他の金銭三〇〇〇〇ポンドを当該口座に加 五○○○○ポンドを混和し、残金のない銀行口座にそれを預託した 例えば、 者のルール〔Re Hallet Estate 事件のルール〕 和と権利確定の間の中間最最低残高 これに対し、後者の場合(証拠上の困難性が生じない状況) 現在五〇〇〇〇ポンドある場合)には、 そこから受領者が八〇〇〇ポンドを引き出し、喪失した 受領者が自分自身の金銭五〇〇〇パンドと弁済者の金銭 (先の例でいえば、二○○○ポンド)をもって特定性 例外として、 弁済者は受領者が失った財産を置き換 証拠上の困難性がないため、 当該混和資金後に加えら 判例は、 (lowest intermedical を使うことはで 原則として、 〔追

その請求のいずれかが他方の請求に劣後されうる根拠はない」 寄与者の請求]が他の善意の寄与者の請求と競合する場合には れた場面 第二に、善意の複数の弁済者に帰属する金銭が一緒に混和さ 各弁済者が比例持分に従って利得と損失を分担しあうとす ·按分比例」 (いずれも過失がない場合)では、 原理を支持する。その理由としては、「〔善意の 判例は、 原則とし

> bank)口座については、「先入れ先出し ٢ そして一〇〇〇〇ポンドを引き出し、そしてその金銭を失う〔ある 金口座に入金し、そして弁済者Bからの一〇〇〇〇ポンドを入金し、 いは三倍の価値を有する資産を購入するためにその資金を使用する) ル ことが挙げられる。もっとも、 座 (例えば、 損失〔または利得〕はAにのみ帰する〕を適用する。 (current bank account) 受領者Cが弁済者Aからの一〇〇〇〇ポンドを当座預 例外として、 及び そ (first in, first out)」ルー 0) 他 判例は、 O銀 行 当座預金 (active

 \Box

近時、 己の金銭が投資目的のために単一の基金でプールされるべきで 基 引き出し以前の当該基金に対する弁済者らの持分に従ってその ることが挙げられる。そして判例の中には、 ものを比例的に共有することが当事者達の当初の意思と一致す あるということをすべて意図しており、その基金に残っている 定する判例も登場している。その理由としては、 的かつ恣意的な」帰結をもたらすとの批判が加えられており、 (Woolf 控訴院判事及び Leggatt 控訴院判事。 して、「段階的な負担(rolling charge)」的解決 金の損失及び利得を分け合う方法 もっとも、こうした帰結に対しては、 このルール ((先入れ先出しルール) 原理) -を提示するものもある AとBの間に「非合理 代替的な解決策と 先述の [12] 投資者は、 ーすなわち の適用を否

(Shalson v. Russo, [2005] Ch.281 at [150]〕もこのルールを支持

目(2)。 る金銭が被告により一緒に混和された場合)と同じルールを適る金銭が被告により一緒に混和された場合)と同じルールを適た場面では、判例は、第二の場面(善意の二人の原告に帰属す第三に、被告が原告の金銭と被告自身の金銭を善意で混和し

この点についてみていくことにしよう。考え方であり、その根拠付けが問われなければならない。以下、型である。しかし、その前提にあるのは、β類型及びγ類型の以上の考察から、現実的に最も特定性が問題となるのはσ類

第二款 混和財産への追及

と説明されることが一般的である。しかし、直截的な理由は、れゆえに、物は、その交換価値を体現する媒介物でしかない)、は、物に内在する「〔抽象的な〕価値」に着目して判断される(そりよう。金銭の特定方法について、コモン・ロー上では、「〔物とエクイティで取り扱いに差異が生じる原因を確認することにまず、γ類型(混和財産への追及)について、コモン・ローまず、γ類型(混和財産への追及)について、コモン・ロー

以下の点にあるとされる。

術的 権利が認められず、金銭の特定性は消滅する、と解されてきた。 理由のために、コモン・ロー上では、金銭が混和した場合には、 銭の効率的な流通性を確保すること、が挙げられる。これらの 受けることから、その外観を信頼した第三者が真の所有者から また、第二に、実質的理由としては、(i)「金銭には目印なし(図) 証拠上の推定ルールが発展してきたこと、(;;) 様々な形式の が混和した場面において、信託受益者を保護するために精巧な 弁済者は、原財産の交換価値を含む混和物の一部に対する物的 の返還請求にさらされることを回避し、交換媒介物としての金 金銭の占有者は、当該金銭に対して所有権を有するとの推定を 金銭の返還を担保するためのリーエンや担保等の物的権 定するための証拠上の推定ルールが発展しなかったこと、(;;) 金銭が混和した場合に、 技術的 (money is no earmark)]というルールが働いていること、(::1) (proprietary interest)が発展しなかったこと、が挙げられる。 他方で、エクイティ上の取扱いについてみると、第一に、技 一方で、コモン・ロー上の取扱いについてみると、第一に、 (制度的)理由としては、エクイティ上では、(i) 金銭 (制度的)理由としては、コモン・ロー上では、(i) 混和物に含まれる金銭の交換価値を特 利

応えてきたと理解することができる。エクイティ上では、後者の要請に配慮しつつも、前者の要請にコモン・ロー上では、後者の要請が重視されていたのに対して、ように調整するかという問題に帰着する。そして、この問題は、要請と通貨たる金銭の流通性確保(動的安全)の要請とをどのこうした差異は、金銭の真の所有権者の保護(静的安全)の

次元において債権者平等の原則を否定することを意図し(1)起草者の理解によれば、同条の削除は、民法(実体法)

〇〇一)四一頁以下、山本和彦「コメント」同四五頁以(3)第一の視点につき、野村豊弘「総括」私法六三号(二について」受験新報一九六八年一月号四〇頁も参照。(2)鈴木禄弥「『債権者平等の原則』論序説」曹時三〇巻

下参照。

- BL六九号(二〇〇二)四頁以下を参照されたい。の処遇」『倒産実体法——改正のあり方を探る』別冊Nでは、さしあたり、伊藤眞「不法行為にもとづく損害賠(、不法行為に基づく損害賠償請求権の優先的保護につい
- かし、近時後述する優先的保護を提唱する学説が登場しえられていたために明示的に言及するものは少ない。し得返還請求権が一般債権であることは、自明のものと考(5)従来、学説では、物権・債権峻別体系のもとで不当利

二〇〇九)三四五頁などがある。
二〇〇九)三四五頁などがある。
二〇〇九)三四五頁などがある。
には後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一としては後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一としては後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一としては後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一としては後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一としては後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一としては後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一としては後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一としては後述する鈴木禄弥『債権法講義』(創文社、一といる。

響を受け、 斐閣、 を強く受け、概念法学により支配されていた。 その理由について若干言及すると次の通りである。 に所収〕)を契機に、こうした動きは低迷し、(平井の意 法律学基礎論覚書』 井宜雄『法律学基礎論覚書』〔有斐閣、一九八九〕、同 年代以降、平井宜雄の利益衡量論批判及び「議論」論 の解釈と運用』〔一九六八〕〔同『民法論集第一巻』〔有 の様々な領域で展開されてきたのは周知のとおりである (星野英一「民法解釈論序説」法哲学年報一九六七年『法 本稿は、様々な場面で、鈴木の見解を取り上げてい 九七〇年代以降、アメリカ法的なリアリズム法学の影 わが国の民法学は、ドイツ民法特殊の解釈論の影響 一九七〇]〕一頁以下所収)。 機能主義的・利益衡量論的な批判分析が民法 法律学基礎論の研究』]〔有斐閣、 一九九二〕〔同 [有斐閣、二〇一〇] もっとも、 『平井宣雄 一九九〇 しかし、 爭

> 専らそのためであることを予めお断りしておきたい(わ える点があり、本稿において鈴木の議論を多用するのは ことを意図するという目的も副次的に有する。鈴木の機 られる。 図とは逆行する形で)概念法学が復権する動きが近時み ですべきとの森田果 [商法] の私法学会における発言 [私 が国における近時の法教義学の復権、あるいは概念法学 能主義的な議論は、 研究二号〔二〇〇九〕二三三頁以下も参照)。 るものといえよう。以上については、得津晶「民商の壁 法七〇号[二〇〇八]五六頁〕もこうした方向を示唆す の機能主義的・利益衡量的な分析手法に再度光を当てる N以下参照。また、近時の民法学の議論の仕方が 、法的ドグマ)」的であるとし、もっと「本音 の復活について批判的に指摘するものとして、 『債権総論講義録 商法学者からみた法解釈方法論争」新世代法政策学 本稿は、こうした近時の状況を危惧し、 いまだにわれわれに多くの示唆を与 (契約法I)』(信山社、二〇一二) (政策論)」 吉田邦 かつて

続(末川博法律論文集)』〔岩波書店、一九七〇〕二六三経済学雑誌一巻二号(一九三七)(同『物権・親族・相―に由来する。この解釈は、末川博「貨幣とその所有権」の出り、「金銭所有権は原則として占有とともに移転す(7) この差異は、わが国の金銭に関する特殊な解釈――す

九八三] 二三五 - 七頁、鈴木②・前掲書注(5) 四四七 理論に例外を一切認めない点で、末川よりも厳格に捉え 法の理論』〔一九八七〕一七八-一八〇頁〔「占有=所有」 波書店、一九四九] 一九七-二〇〇頁、 の見解を支持している(川島武宜『所有権法の理論』〔岩 年一月二四日判時三六五号二六頁)。さらに、 年一一月五日刑集八巻一一号一六七五頁、 判昭和二八年一月八日民集七巻一号一頁、最判昭和 理論が最高裁により採用され、判例として確立された(最 釈論を提唱した) わず金銭の占有を取得した者が所有権も取得するとの解 頁以下所収)(金銭を他の動産と明確に区 ついて占有と所有権の所在を一致させ、 高度の代替性と消費物としての性格を重視して、 五〇頁)。 我妻栄 = 有泉亨補訂 を嚆矢とし、 『新訂物権法』 その後、 同『新版所有権 原因の如何を問 〔岩波書店、 「占有= 最判昭和三九 別し、 通説もこ 所 有

事官室「破産法の見直しに関する中間試案」NBL編集務後化についての議論が行われていた(法務省民事局参権者の実質的平等」という視角から一般債権の優先化・ではあるが)倒産法学において議論が蓄積されている。ではあるが)倒産法学において議論が蓄積されている。(債) 一般債権の優先的保護をめぐっては、民法学よりも(債)

え、 室編 けを試みるものである。 四条)を対象として、民法学の側からそのような基礎づ ていた。本稿は、このような倒産法学からの指摘を踏ま 債権者に倒産法上の優先的保護を与えるためには、 産した場合に按分配当を甘受させられることになる一般 (二〇〇三) 九二頁以下)。これらの議論は、 NBL七四号〔二〇〇二〕三一頁以下。 (民法) 上の基礎づけが不可欠であるとの考えを示し わが国の不当利得返還請求権 破産法等の見直しに関する中間試案と解 (民法七〇三条、 民訴雑誌四 債務者が破 七〇 九号 别

- (二〇〇二) 一三五頁の指摘参照。 (二〇〇二) 一三五頁の指摘参照。 を四月一〇日判時一四二一号七七頁(遺産分割前に相続が自財産たる金銭を保管する相続人に対して他の相続人が自財産たる金銭を保管する相続人に対して他の相続人が自身に加三頁(騙取金による弁済の事案)や最判平成四(9) 具体的には、最判昭和四九年九月二六日民集二八巻六
- 法講座別巻一』(有斐閣、一九九〇) 一一四頁。(10) 能見善久「金銭の法律上の地位」星野英一ほか編『民
- よび川島武宜編『注釈民法七 物権(二)』(有斐閣、一る金銭の即時取得」金判七三号(一九六七)二頁以下お(11)例えば、①窃盗の文脈について、好美清光「賍物であ

唱する)や森下哲朗「銀行倒産における取引相手方の権 条件の下で優先的保護 ものとされている」と指摘し、当該通貨について一定の から、 銭をBが窃盗行為によって取得した場合〕には、「価値 四頁以下、 利保護のあり方について」私法六三号(二〇〇一)二七 融 ができる、とする)。また、 はBに対して所有権に基づく返還請求権を行使すること O論 九六八)(好美清光執筆) 〇〇五)一三一頁以下(二〇〇五)がある。 いて、「通貨はカネではなくモノとして取引の対象その て、 て、 表象として流通させられた」場合には当てはまらな た」場合に限定し、そうでない場合〔例えば、 の射程を、金銭がその「価値の表象として流通させら 九九二年一〇月六頁以下(金融取引という文脈にお NBL八一〇号 (二〇〇五) 八九頁、八一二号 盗まれた金銭がBのもとで特定できるときは 神田秀樹「国際金融取引に関する法的諸問題」金 西島良尚「金銭の管理と帰属について(一) 『金銭の所有と占有の一致』の法理の若干の検 ③金銭を預金という形態で管理する文脈につ 〔取戻権〕が認められるべきと提 九八頁以下(「占有= ②金融取引という文脈につ 所 A の 金 有 $\widehat{\overline{\cdot}}$ 理

『民法論集』〔弘文堂、一九九〇〕九七頁以下所収。引用『私法学の新たな展開』(有斐閣、一九七五)一八五頁(同(12)四宮和夫「物権的価値返還請求権について」我妻追悼

銭の価値帰属者が、 にすぎないと考える立場も一面的であり、 とする)がその嚆矢であり、広中俊雄『物権法下』(青 銭の「価値所有権に基づく返還請求権」を行使できる、 づかず、 容には立ち入らない)。 も細部において差異がみられるものの、ここではその内 林書院新社、 を失った価値帰属者は、 存続する。その結果、 の物所有権が帰属するが、価値帰属者には価値所有権 た観点から説明する必要があるという認識に基づき、 は後者による)(金銭を「物」と捉える立場も 六六八頁以下もこれを支持する(これらの見解において |財産法の体系と不当利得法の構造』(有斐閣、一九八六) 金銭の占有を失った場合には、占有者には金銭 一九八一)二五七-六三頁および加藤雅信 価値帰属を変更する有効な意思に基 価値帰属の変更の合意なしで占有 価値的な同一性がある限り、 両者を統合し 価

- (13) 例えば、佐伯仁志=道垣内弘人『刑法と民法の対話』(13) 例えば、佐伯仁志=道垣内弘人『刑法と民法の対話』がのえば、佐伯仁志=道垣内弘人『刑法と民法の対話』
- 4) 例えば、松岡久和「債権的価値帰属権についての予備

とする)。
し、価値の同一性を要件とせずに優先的保護を認めよう
見、価値の同一性を要件とせずに優先的保護を認めよう
帰属権としての性質をもつ「債権的価値帰属権」を観念
騙取者の侵害利得請求権につき、債権でありながら価値
いる科学研究年報一六号(一九八五)六八頁以下(被
とする)。

16 四宮 返還請求権は も同様に及ぶと解する見解が多数を占めていた(例えば) した場面 松岡久和「アメリカ法における追及の法理と特定性― 論じつつも、 来の見解は、 権法と債権法の交錯』 違法な金銭混和事例を中心に」林献呈 〔能見の理解に従うと、 -具体的には、 「意思に基づかない 後者の場面 前者の場面 (有斐閣、一九九八) 三九四頁。 金銭が盗まれた場面のみなら (錯誤による弁済の場面) (騙取金弁済の場面) 四宮の提唱する物権的価 で金銭の占有が移転」 『現代における を念頭

> が Y ば X 費貸借契約が単に錯誤のゆえに無効である場合にも、 田=西原=高木還暦『金融法の課題と展開』 [日本評論社 のほかに、 松岡の指摘は、こうした理解に異論を挟む余地がありう 金銭を本来の意味で『騙取』された場合と同様に解して 整ないし物権的効力の承認の問題であるとすれば、 金銭の価値帰属主体と所有主体が分裂する場合の利害調 く適用される趣旨であるとされる[能見・前掲一一 を試みるものである。 ることにより、 ることを示唆する。本稿は、松岡の問題意識を引き継ぎ もよい」とする〕もこのような理解を示す)。これに対し、 つつ、近時、 た金銭を交付した場合に、Xの受けるべき保護は、 一九九〇〕二五一頁、二六八頁以下(「紛争の実質が て大々的に議論が展開されているイギリス法を概観す 金銭を移転する法律行為が無効である場 〔受領者〕に対する債務弁済のためにXから受領し 〔被騙取者〕· M 磯村保「騙取金銭による弁済と不当利得」石 後者の場面 残されたこの問題に不十分ながらも検討 [騙取者] (錯誤による弁済の場面) にお 間で締結された金銭消 面 六頁] X が 例え

リス原状回復法を正確に理解するためには、これらの議法圏の議論の影響を強く受けている。それゆえに、イギ展が遅かったこともあり、アメリカ法やコモンウェルスい)なお、イギリス原状回復法は、英米法圏の中で最も発い

にとどめることを予めお断りしたい。米法圏内における議論は、検討に必要な範囲で言及するとして、イングランド)法のみを対象とし、その他の英研究は今後の課題とし、本稿においては、イギリス(主業は、現在の筆者の能力を超えるものであり、包括的な論を踏まえることが必要である。しかし、そのような作

18) もっとも、イギリス法において錯誤による弁済者に優 ては、 Smith, Philosophical Foundations of Proprietary 異なり、また、規範的な基礎が異なるからである(Lionel が与えられるべきである、といっていることにはならな チするものとして、松岡・前掲注 る目的は、専らこの点にある。同様の観点からアプロー 値するものと考える。本稿においてイギリス法を検討す Foundations of the Law of Unjust Enrichment (Oxford Remedies, in: Robert Chambers et al. eds., Philosophicai 先的な保護が与えられているからといって、そこから直 るとしても、その背後にある利益衡量上の各因子につい U.P., 2009) 283)。しかし、そのような差異を考慮に入れ い。というのも、英米法と大陸法では、法体系が大きく 示唆を得た。 わが国においても錯誤による弁済者に同様の保護 硬直したわが国の議論を相対化する際に、 (16) があり、多くの

(19) 用語の問題として次の点に留意されたい。

FUTURE (Hart Publishing, 1998) 305 〔伝統的な理解に対 こうした用語法は、近時の学説の批判 Present and Future (Hart Publishing, 1998) 5 のほか、 なお、英米法において「不当利得法」ではなく、「原状 論じるにあたっては、さしあたり問題はないと考える。 状と乖離するという反論が予想されるが、本稿の問 と指摘する〕)を踏まえると、イギリス原状回復法の現 し、原状回復法は、不当利得原理のみでは捉えきれない Cornish et al. eds., Restitution: Past, Present and Virgo, What is the Law of Restitution About?, in: W.R. RESTITUTION (rev ed.) (Oxford U.P., 1989) 23)。 ゆりしゃ うとするイギリスの伝統的な理解に基づくものである 回復と不当利得を等置 す語として用いることにする。こうした用語法は、原状 という語は、不当利得原理により支配される法領域を示 す語として、さらに「原状回復法(law of restitution)」 う語は、要件および規範的な基礎づけを示す語として Misnomer, in: Cornish et (restitution claims)」という語は、不当利得の効果を示 例えば、Peter Birks, An Introduction to the Law of 原状回復 本稿において「不当利得(unjust enrichment)」とい 法」と呼ばれる理由については、Peter (restitution)」ないし「原状回 (equation)の関係として捉えよ AL. EDS., RESTITUTION: PAST (例えば、Graham [復請

- 〇〇六)一〇〇頁注(⑩)を参照されたい。古谷英恵「アメリカ錯誤法の足跡(二)」明大院二四号(二
- (20) Chase Manhattan Bank 事件以後、同判決の射程を原 Wanhattan Bank 事件以後、同判決の射程を原 大回復請求権一般に拡張する余地があることは、早い段 Restitutionary Proprietary Claim for the Mistaken Payer, 12 U.Queens. L.J. 99, at 104 (1982) 「「イギリスの が ら 指 摘 さ れ て い た (例 え ば、P.A. Butler, A の可能性を考察し、承認した以上、その方法は他の場面」、 具体的には、「強迫、不当威圧あるいは非良心的な取引」 の場面にも拡張する余地があると指摘する〕)。
- (21) こうした取扱いが英米法に特殊なものであり、 また、同書の翻訳として、クリスティアン・フォンバー of Reference)」では、この問題は、留保されている supra note18, at 283~ なお、近時、 定義・モデル準則 ルほか編 Edition (European Law Publishers, 2009) VI.-7: 101 (2) にとって相容れないものであることについては、 Definitions and Model Rules of European Private Law -Draft Common Frame of Reference (DCfr) Fuli 一を目指す「共通参照枠草案 (Christian von Bar and Eric Clive eds., Principles 〔窪田充見ほか監訳〕 –共通参照枠草案(DCFR)』〔法律文 『ヨーロッパ私法の原則 (Draft Common Frame ヨーロッパ法の統 Smith, 大陸法

- 化社、二〇一三] も参照)。
- Derke Hacker, Consequences of Impaired Consent Transfers—A Structural Comparison of English and German Law (Mohr Siebeck, 2009) 125—; Charles Mitchell et al., Goff and Jones: The Law of Unjust Enrichment (8th ed.) (Sweet and Maxwell,2010) 805—.
- 23 評価 らかである(例えば、 において先例として維持されているかどうかについての 件の判決の評価-ることは、 AL., *supra* note 22, Practice (Routledge-Cavendish, 2006) 271, Mitchell el in: Michel Bryan ed., Private Law in Theory and Proprietary Remedies: Rethinking the Proprietary Base Michel Bryan, The Criteria for the Award of (Oxford U.P., 2010) 111~参照。〔〕 法がどうあるべきかについての解釈の一致も全くない」 なわち、「〔この問題に関する〕法がいかなるものかにつ 回復に関する議論状況を以下のように端的に述べる。 いての先例の一致はなく」、また、「〔゜の問題に関する〕 (Richard Calnan, Proprietary Rights in Insolvency 例えば、Richard Calnan は、イギリス法の物的 ―について学説の一致が見られないことからも明 例えば、 ―具体的には、この判決がイギリス法 at 805も同旨)。このような状況であ 後述する Chase Manhattan Bank 事 先例性を否定するものとして、 内 は引用 原

GRAHAM VIRGO, THE PRINCIPLES OF THE LAW OF RESTITUTION を害することになるからである。それゆえに、 任財産から除外されることになり、取引の相手方の信頼 状回復が認められると、対象となる財産は、債務者の責 いうのも、 る)。このような状況は、商事取引に不確実性の要素を Andrew Burrows, Proprietary Restitution: Unmasking Enrichment and Tracing, 54 C.L.P. 231, at 248 (2001); (2ººd ed.) (Oxford U.P., 2006) 572があり、他方、先例性を [2004] R.L.R. 1)° なっている(Richard Calnan, *Imposing Proprietary Rights* 回復の適否の問題は、 債務者の信用力を評価し、取引を行う。しかし、物的原 る Chase Manhattan Bank 事件判決の再評価を契機とす LBC, [1996] A.C 699における Browne-Wilkinson 卿によ られる。 Unjust Enrichment, 117 L.Q.R. 412, at 423 (2001) が挙げ 肯定するものとして、Peter Birks, *Property, Unjus* Westdeutsche Landesbank Girozentrale v. Islington 取引の当事者の予測を害する結果となりうる。と は、 このような評価の対立は、 他方当事者 商事取引においては、 商事取引において重要な課題と (債務者)の現にある財産により 取引の一方当事者 後述する 物的原状

No. Andrew Burrows, The English Law of Restitution: A Ten-Year Review, in: JASON W. NEYERS ET AL. EDS..

trust) at 60-64)。しかし、この見解は、②の問題 題をも含めて、再度、 Restitution and Resulting Trusts, in: Stephen R 問題となっていることにある。ここで議論状況の概略 at 518 (1995) も同旨。その原因は、物的原状回復の議論 2004) 11 at 14, 23. Peter Millet, Review, 115 L.Q.R. 517 向けられている。 産法の基本原理 に優先的保護を与えることになり、後述するように、破 転が存在するすべてのケースにおいて、原状回復請求権 認めるかという問題) Developments (Jerusalem, 1992) 335;do., supra note 19 GOLDSTEIN ED., EQUITY AND CONTEMPORARY LEGAL を弁済者に返還する手段としての復帰信託(resulting 式で認めるかという問題)― みなし、専ら本文の③の問題(どのような手段ないし形 的原状回復を認めるか否かという問題)を当然なものと する通説的見解である)を中心に、本文の①の問題 表は、Peter Birksであり、本稿の第二章において検討 示すと、まず、当初の議論は、原状回復法学者 Understanding Unjust Enrichment (Hart Publishing 原状回復法と破産法という二つの法領域が交錯する ――を検討対象としてきた(Peter Birks (同順位原則) それゆえに、 様々な観点から原状回復請求権に について、 -とりわけ、受領者の利得 と抵触することに批判が 近時の学説は、 瑕疵ある合意による移 (どの範囲で ① ② の 問 (その代 物物

対する優先的保護の基礎づけを志向する。

- 25)以下の記述は、Peter McDermott, Mistaken Payments うところが大きい。 THE LAW OF RESTITUTION (Butterworths,2002) 371~に負 in Steve Hedley & Margaret Halliwell et al eds.
- 26) もっとも、問題の局面は異なるが、錯誤による利得と 149)° 改良した者に改良による価値の返還請求権を担保するた かながら存在する(Cooper v. Phibbs, (1867) L.R. 2 H.L ける先取特権類似のもの――の成立を認めた先例はわず めに当該土地にエクイティ上のリーエン――わが国にお いう点で共通するものとして、錯誤により他人の土地を
- 內 Barclays Bank v. W.J. Simms Ltd, [1980] Q.B. 677 するところである). Calnan, supra note 23 (Imposing (Chancery Division) (上記の指摘は、Goff 裁判官が強調
- (28)田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、一九九一) 六八九頁参照。 Proprietary Rights), at 12 も参照。
- 同八号四二頁以下(一九三三)、小池隆一「英法に於け 約法の素描(一)(二・完)」法協五一巻七号二〇頁以下、 なお、準契約については、守屋善輝「英法に於ける準契 〔九〕』(有斐閣、一九九一)(土田哲也執筆)六一頁参照。 谷口知平=甲斐道太郎編『新版注釈民法一八

- 究(二)』(有斐閣、 法における準契約」谷口還暦『不当利得・事務管理の研 中心として』慶応義塾創立百周年記念論文集(法律学関 る準契約法理序説――ウインフィルドの『準契約法』を 第一部(一九五八)一頁以下、立石芳枝「イギリス 一九七一)三三九頁以下も参照。
- (\Re) McDermott, supra note 25, at 371
- 理が定着してこなかったことにある。この点については Payments, 25 C.L.P. 179 (1972). このような理解が生じた メリカ私法 『民法・信託法理論の展開』(弘文堂、一九八六)(同『ア Introduction to the Law of Obligations (Oxford U.P David Ibbetson, *Unjust Enrichment*, in: A Historicai 原因は、イギリス法において長らく統一的な不当利得法 1991) 264. 木下毅「アメリカ原状回復法序説」四宮古希 九八頁以下所収。以下、引用は後者による)参照。 例えば、Peter Birks, The Recovery of Carelessly Mistaken 日米比較私法序説』〔有斐閣、一九八八〕
- at 2 の指摘参照。 (1st ed.) (Sweet and Maxwell, 1966) 第一次原状回復リステイトメントおよびその起草者の一 る。この点は、Peter Birks, supra note 19 (Misnomer) 人でもある Austin Scott の学説) 九九八〕による)。 ROBERT GOFF AND GARETH JONES, THE LAW OF RESTITUTION 同書には、 アメリカ法(とりわけ) の影響が強く見られ (参照は第五版〔]

- 33) ROBERT GOFF AND GARETH JONES, THE LAW OF RESTITUTION (5th ed.) (Sweet and Maxwell, 1998) 3~. GRAHAM VIRGO, THE PRINCIPLES OF THE LAW OF RESTITUTION (1st ed.) (Oxford U.P., 1999) 134~も同旨(錯誤による弁済を不当利得原理に基礎づけられた原状回復の典型例と位置づける)。
- (중) Kelly v. Solari, (1841) 9 M & W 54, 152 ER 24; Peck v. Mayor of Hawthorn, (1892) 18 VLR 24
- 題とならない)、③総額の錯誤がこれにあたる。 L. J. 62 at 64 (1977). 具体的には、①受領者の同一性の錯誤(ただし、金銭の誤渡された財産の同一性の錯誤(ただし、金銭の一世の錯
- (65) Morgan v. Ashcroft, [1938] 1 KB 49.
- (%) Kelly v Solari, (1841) 9 M & W 54,152 ER 24% Re Bodega Co Ltd., [1904] 1 Ch. 276.
- 33) R E Jones v. Waring & Gillow Ltd., [1926] A.C. 670
- 判断であり、さらに(ウ)弁済者が弁済するときに、(本すればよく、原状回復法が介入すべきではないとの価値れているのならば、錯誤の問題はそれにしたがって解決限の回復を認めると受領者の取引の安全を害することに39) このような制約が課されていた背景には、(ア)無制

- 事情が存在した。Virgo, supra note 19, at 135-6. まで認められていなかったといった制度的理由、などの公益を受領した後の受領者の行為を考慮することは、近時の行為を比較することが必要であるものの、受領者が利い行為を比較することが必要であるものの、受領者が利とげる危険が存在すること、最後に(エ)原状回復請求上げる危険が存在した。Virgo, supra note 19, at 135-6.
- (4) Gerard McCormack, Proprietary Claims and Insolvency (Sweet and Maxwell, 1997) 144.
- (\exists) Hanoch Dagan, The Law and Ethics of Restitution (Cambridge U.P., 2004) 38 \frown .
- (42) 錯誤を理由に原状回復が認められないとすると、錯誤(42) 錯誤を理由に原状回復が認められないとすると、錯誤(42) 錯誤を理由に原状回復が認められないとすると、錯誤(42) 錯誤を理由に原状回復が認められないとすると、錯誤(42) 錯誤を理由に原状回復が認められないとすると、錯誤
- VA L. REV. 65, at 69 (1985) (「原状回復の完全な否定は、43) 例えば、Saul Levmore, Explanning Restitution, 71 (1)

- 4) [1980] Q.B. 677, at 695 (per Goff J)
- 4) Agip (Africa) Ltd. v. Jackson, [1990] Ch. 265
- 46) Kleinwort Benson Ltd v. Lincoln City Council, [1999] 2 A.C. 349.
- (47) 笹川明道「英米不当利得法における『事情変更の抗弁』(47) 笹川明道「英米不当利得法における『事情変更の抗弁』との比較の観点 Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd., [1991] 2 A.C. 548

 Lipkin Gorman v. Karpnale Ltd., [1991] 2 A.C. 548
- 関しては、Mitchell, supra note 22, Ch.38も参照。(48)木下毅・前掲書注(31)二一四頁。なお、擬制信託に

OF EQUITY & TRUSTS (Oxford U.P., 2012) 615~参照。 受領者に物的請求をするためには、まず弁済者は、自己受領者に物的請求をする財産を受領者が現に当該目的物を保有していない場合には、裁制信託、リーエン等〔後述参照〕)を認めるのに対し、を請者が現に当該目的物を保有していない場合には、裁制信託、リーエン等〔後述参照〕)を認めるのに対し、時間となければならない。これらが弁済者に物的救済(擬制の下 EQUITY & TRUSTS (Oxford U.P., 2012) 615~参照。 受領者に物的請求をするためには、まず弁済者は、自己

- Sinclair v. Brougham, [1914] A.C. 398 (House of Lords). もっとも、学説は、信認関係の存在を要求することに批判的である(例えば、LIONEL D. SMITH, THE LAW OF TRACING (Clarendon Press,1997) 120; GOFF AND JONES, *supra* note 33, at 104; DAVID FOX, PROPERTY RIGHTS IN MONEY (Oxford U.P., 2008) 281)。
- (S) AUSTIN SCOTT, THE LAW OF TRUSTS vol.5 (3rd ed (Aspen, 1967) 3428—.
- (3) [1981] Ch. 105, at 118
- (5) [1981] Ch. 105, at 119.
- 55) [1981] Ch. 105, at 127. なお、本判決について紹介及び

山法四四=四五合併号(二〇〇九)一八頁以下などがあ請求権――英米法の信託法理の検討を手がかりとして」一頁以下、コーエンズ久美子「預金の帰属と優先的返還度と預り資産の倒産隔離』(日本評論社、二〇〇七)三度と預り資産の倒産隔離』(日本評論社、二〇〇七)三度と預り資産の倒産隔離』(日本評論社、二〇〇七)三検討するわが国の先行研究としては、植田・前掲書注検討するわが国の先行研究としては、植田・前掲書注

56) ここで原状回復請求権の要件を確認すると、 要素 かれるものの、 要素の具体的中身については、細部については見解が分 して受領者の利得を「不当」にし、かつ、原状回復の積 と比較して、英米法に特殊なものであり、給付者と対比 ③の不当性要素は、大陸法(「法律上の原因の不存在」) れる(Häcker, supra note 22, at 101)。これらのうち、 ること、という三つの要件が充足される場合のみ認めら 者の利得が、判例において従来承認されてきた「不当性 であるとされる(HÄCKER, supra note 22, at 25)。不当性 極的理由を提供する具体的な要素の特定を要求するもの が給付者の損失によるものであること、そして、③受領 請求権は、①受領者が利得を得たこと、②受領者の利得 拡大していったことは先述した〔第二章の第一節参 (unjust factor)」により、 錯誤 (当初は、 制限的であったが、 不当なものとみなされ 原状回 復

> なる。 解の 号 (一九六六) 七五頁以下 (同 坂佐一「英米法における不当利得」愛大五一=五二合併 から、XはYにする原状回復請求権が認められることに 実に関する)錯誤は、不当性要素の一つにあたること(③) 損失を被っていること(①)、Yは、Xの錯誤による弁 2011); Goff and Jones, supn note 32; Virgo, supna note Burrows, The Law of Restitution (3rd ed.) (Oxford U.P. 済により利得を得ていること(②)、そして、Xの(事 〔有斐閣、一九七六〕所収〕参照。 したがって、本件のXは、 一致が見られる (BIRKS, supra note 19, Andrew なお、英米原状回復法の要件一般に関しては、松 詐欺、強迫がこれに該当することについては、見 『英米法における不当利 錯誤による弁済により

(55) このような考え方は、判例において確立されており(Richard Calnan, Proprietary Claims for Mistaken Payment, in: Francis Rose ed., Restitution and Insolvency (Mansfield Press, 2000) 168, at 169)、また立法によっても同様の立場が踏襲されている(Insolvency Act 1986 (UK)~283 (3) (a) and (5))。信託財産の破産における取扱いについては、Hamish Anderson, The Treatment of Trust Assets in English Insolvency Law, in: Ewan Mckendrick ed. Commercial Aspects of Trust and Fiduciary Obligations (Clarendon Press, 1992) 171~参

出。なお、Xがコモン・ロー上の所有者である場合には、 Xは、Yの目的財産を占有する破産管財人に対して横領 Xは、Yの目的財産を占有する破産管財人に対して横領 Assets, [1999] R.L.R. 55, at 72-3; Craig Rotherham Proprietary Remedies in Context—A Study in the Judicial Redistribution of Property Rights (Hart Publishing, 2002) 109~, 128~参照。また、横領につい ては、望月礼二郎『英米法〔新版〕』〔青林書院、一九九 では、望月礼二郎『英米法〔新版〕』〔青林書院、一九九 とこなる場合には、 エーカー

8) AMERICAN LAW INSTITUTE, RESTATEMENT OF THE LAW OF RESTITUTION: QUASI-CONTRACTS AND CONSTRUCTIVE する規定は、次のとおりである(訳は、木下・前掲書注(31)二一五頁に負う)。

第一次原状回復リステイトメントー六三条〔錯誤によティ上の義務を負う場合に、擬制信託が成立する。であろうという理由で、他にそれを移転すべきエクイだき保有することになれば不当に利得することになる財産に対する権原(title)を保有する者がそれを引き第一次原状回復リステイトメントー六○条〔擬制信託〕

り惹起された移転

づき保有する。受人は、その財産をその所有者のために擬制信託に基受人は、その財産をその所有者のために擬制信託に基な性質の錯誤の結果として財産を移転したときは、譲財産の所有者が、原状回復を受ける権利を有するよう

Payment of Money Not Due」

Payment of Money Not Due

受領者に対する原状回復請求権を与える。 世、弁済者に支払いがなされるべきでなかった範囲では、弁済者に受領者に対する原状回復請求権を与える。は、弁済者に受領者に対する原状回復請求権を与える。のは、対済者に受領者に対する原状回復請求権を与える。のは支払いが定領者ではない者への金銭の支払い(一)意図された受領者ではない者への金銭の支払い

原の取得により不当に利得を得ると、受領者は原告のを侵害して特定の同一識別可能な財産に対する法的権(一)受領者が原告の損失により、または原告の権利第三次原状回復リステイトメント五五条〔擬制信託〕

(product)の擬制受託者と宣言されうる。 ために、係争財産および当該追及可能な生成物

第三次原状回復リステイトメント六〇条〔優先権〕

者の債権者の競合する権利に優先する。(後略)。ら生じた権利は、係争財産の有償取得者ではない受領を除き、受領者の手元において同一識別可能な財産か(一)制定法または六一条により定められている例外

BANKR. L.J. 247, at 248 (2004))。もっとも、このような All Involuntary Creditors Should Be Preferred, 78 AM 二巻三=四合併号(二〇一三)三二三頁以下が詳しい。 Status of Equitable Remedies, 92 B. U. L. Rev. 885 (2012) of Restatement Third on Restitution and Unjusi 優先的保護を与える「切り札(trump)」と理解されて う局面で、同順位原則に服することになる一般債権者に を参照。邦語文献としては、笹川明道「米国での『第三 Re Omegas Group Was Right: An Essay on the Lega Wash. & Lee L. Rev. 1229 (2011); Emily Sherwin, Why In Anthony Duggan, Proprietary Remedies: A Comparison 第三次原状回復リステイトメントの概要については、 次原状回復リステイトメント』の刊行について」神院四 Enrichment with England and Commonwealth Law, 68 それゆえに、アメリカ法では、 . る (Hanoch Dagan, Restitution in Bankruptcy: Why 擬制信託は、

> る。 は、 問題については立ち入らない。なお、 at 834)。そのため、本稿ではこうした信託の性質論の ものの、いずれと理解しても、本件の場面においては、 にすぎないため、学説上では、本件の信託の性質 取戻しー する機能を担うもの)と区別するものもみられる。 良心的行為の防止〕機能を担うものや債務の履行を補完 などの名称をつけ、意識的に、その他の信託(抑止〔非 Enrichment (2nd ed.) (Oxford U.P., 2005) 304) あるいは し復帰)信託を「不当利得信託」(Peter Birks, Unjust 結論に差異は生じない 信託か、それとも復帰信託か) いては、 積極的に根拠づけられているわけではないことは後述す 擬制信託による優先的な保護が、アメリカ法に 原状回復信託」〔MITCHELL ET AL, supra note 22, at 834 号二七七頁、 本判決では、単に「信託」が成立する、と述べている 機能的な観点から原状回復の機能を担う擬制(ない なお、アメリカ法に関するこの分野の議論状況につ 植本幸子「アメリカ原状回復法における優先的 連邦倒産事例における擬制信託」北法五六巻 同二号三五九頁以下(二〇〇五)参照 (Mitchell et al., supra note 22 をめぐり争いがみられる 近時の学説の中に おいても (擬制

(62) 例えば、Scott の理解に従うと、錯誤による弁済者は、(41)この点について、植田・前掲書注(50)二二七頁は、

に認められることになる。 当然に充足されるため、 3428)。しかし、こうした理解によれば、受領者の破産 与えられるかという点にあるとの批判がなされている 錯誤による弁済者が受領者の破産において優先的保護が けは、結論先取であり、むしろ問われるべきは、 の局面では、コモン・ロー上の保護の不十分性の要件は など)に限って認められる(Scott, supra note 52, の物的救済は、 擬制信託に服することになる。 原状回復請求権を取得し、その効果として、受領者は 合(例えば、 Dagan, supra note 59, at 262)° 錯誤弁済の受領者が破産の状況にある場合 コモン・ロー上の救済が不十分である場 エクイティ上の物的救済は、 そのため、このような根拠づ もっとも、 エクイティ上 何ゆえ

妥当するものであると指摘する).

Steven Walt & Emily L. Sherwin, Contribution 942 (1993) (このような基礎づけは、優先権問題一般に 942 (1993) (このような基礎づけは、優先権問題一般に 1993) (このような基礎では、優先権問題であると指摘する).

て保護される唯一の方法は、破産者が保持する財産に対面において、ある債権者が破産者の他の債権者に優先し208 (2d Cir. 1906), at 210)。それゆえに、破産という局208 (2d Cir. 1906), at 210)。

斯、強迫など」で生じる、と指摘する)

Whacker, supra note 22, at 191~(イギリス法が特定物) Hacker, supra note 22, at 191~(イギリス法が特定物の動産売買を除き〔一九八七年動産売買法の適用あり〕の動産売買を除き〔一九八七年動産売買法の適用あり〕の助産売買を除き〔一九八七年動産売買法の適用あり〕の明疵は、取消権について「実質的アプローチ」〔瑕疵の瑕疵は、取消権について「実質的アプローチ」〔瑕疵を挙げる〕。これに対し、取消権について「実質的アプローチ」〔瑕疵を挙げる〕。これに対し、取消権について「実質的アプローチ」〔瑕疵が生じる方法・手続に着目する〕を採用するイギリス法の下では、これが多数の場面〔許を採用するイギリス法の下では、これが多数の場面〔許を採用するイギリス法の下では、これが多数の場面〔許を採用するイギリス法が生じる方法・手続に着目する〕を採用するイギリス法が特定物の動産売買を除き〔一九八七年動産売買法の適用あり〕の動産売買を除き〔一九八七年動産売買法の適用あり〕の動産売買を除き〔一九八七年動産売買法の適用あり〕の動産売買を除き〔一九八七年動産売買法の場所の場面〔許にある、と指摘する)

して物的権利

(所有権)を保持することを立証すること

ある。 Robert Chambers, Trust and Theft, in: Elise Bant & ないことについては、金銭窃盗の場面をみれば明らかで とどまり、Aの所有権を承継取得するものではない(そ 三者に対して主張することができる占有権を取得するに 有権は、当然には、Bに移転しない。Bは、 イギリス法が占有=所有理論を一般論として認め 窃盗の場面における金銭所有権の移転につい 例えば、BがAの金銭を盗んだ場合には、 A は、 Bとの関係では、 所有権者のままであ A以外の第 A の 所 ては、 7

- MATTHEW HARDING EDS. EXPLORING PRIVATE LAW (Cambridge U.P., 2010) 223~参照。さらに、英米法における所有権概念については、Häcker, supra note 22, Ch.1 参照。
- 67) この点は、Häcker が有因・無因の問題と物的原状回行)この点は、Häcker が有因・無因の問題につなくとも、それのみならず――エクイティ上のルールおよび原理により、そして、最終的には、いわゆる『物的よび原理により、そして、最終的には、いわゆる『物的原状回復』に対する立場」により決定されることになる(Birke Häcker, Causality and Abstraction in the Common Law, in: Bant & Harding eds., subra note 66, at 200~)。イギリス法における有因・無因の問題と物的原状回いては、do., subra note 22, Ch.3 も参照。
- を根拠に復帰信託の成立を主張した(否定)。と金利スワップ契約を締結し金銭を借り入れたが、当該と金利スワップ契約を締結し金銭を借り入れたが、当該と金利スワップ契約を締結し金銭を借り入れたが、当該の本に貸し付けた金銭の返還を請求する際に、権限踰越治体に貸し付けた金銭の返還を請求する際に、権限踰越治体に貸し付けた金銭の返還を請求する際に、権限踰越治体に貸し付けた金銭の返還を請求する際に、権限踰越と金銭を借り入れたが、当該と根拠に復帰信託の成立を主張した(否定)。
- (6) 事案の概要は次のとおりである。受託者は、金銭の預

- assets]という [後述])の譲受人に返還を請求した(否定、音歌された金銭で購入した物(代償財産〔substituted、事案の概要は次のとおりである。信認義務を負う個人投資家の代理人は、欺罔者の欺罔行為により錯誤に陥り、投資家の代理人は、欺罔者の欺罔行為により錯誤に陥り、投資家の代理人は、欺罔者の欺罔行為により錯誤に陥り、機式、受託者に預託した金銭の返還を請求した(否定)。本人の価値を誤って評価し、本人(個人投資家)のため、可(一九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可(一九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可(一九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可(一九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可(一九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可(一九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可(二九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可(二九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可(二九八七年銀行法三条一項)を得ていなかったため、可に、受託者は、預託業務の許
- 定)。 に取消しを主張し、贈与した金銭の返還を請求した(否後、贈与者は、受贈者(修道会)による不当威圧を根拠人る際に金銭および株式を当該修道会に寄贈した。その八)事案の概要は次のとおりである。贈与者は、修道会に
- も、実際には守られなかった)。その後、売主は、破産し、を貯蔵することを約束するというものであった(もっと主の要求がある際にはいつでも引き渡すことが可能な量契約締結後、売主が当該金塊を買主のために保管し、買顧客(買主)と金塊の売買契約を締結した。同契約は、顧客の概要は次のとおりである。販売業者(売主)は、

銭は含まれないと主張した(否定)。対して所有権を有するとして、売主の責任財産に当該金錯誤および約因の全面的滅失を根拠に、支払った金銭に配について争いが生じた。買主たちは、悪意不実表示、配に浮動担保を有する銀行との間で売主の残存資産の分同様の手口で被害にあった多数の買主と売主の財産に対

- 信託の成立を主張して、優先的保護を求めた(肯定)。配当が問題となった。預金者は、権限踰越を根拠に復帰組合の残存財産に関して預金者と組合の持分権者の間での目的の範囲を超えるにもかかわらず、預金を受け入れ(沼)事案の概要は次のとおりである。住宅金融組合は、そ
- 欺罔者は、詐欺および錯誤に基づき擬制信託が成立するとする擬制信託を主張して、銀行に対して預託した金銭でり、原告銀行が競合権利者確定手続を申し立てた。被行にある二つの勘定に関する多数の競合する請求権(振行にある二つの勘定に関する多数の競合する請求権(振られら体の返還を請求した(肯定)。
- ――欺罔行為により錯誤に陥り、多額の金銭を欺罔者に支払(76) 事案の概要は次のとおりである。投資家は、欺罔者の

として、優先的保護を主張した(肯定)。

請求した(肯定)。 金銭または当該金銭で購入した物(代償財産)の返還をい、その後、詐欺を理由に当該契約を取消し、支払った

- Fox, supra note 51, Ch. 486など参照。 受領者の同一性の錯誤、心譲渡された財産の同一性の錯 誤の内容が基本的錯誤に該当する場合(具体的には、 相手方によってもたらされた場合(誘発的錯誤 が挙げられる。これに対し、取消事由としては、 売した場合]を除き、 た財産の同一性は、 誤である〔もっとも、金銭の移転については、 実表示による場合と悪意不実表示による場合に分かれ なお、 や強迫・不当威圧が挙げられる。 無効事由としては、 例外的な場合[金銭を商品として販 問題にならない〕、 双方錯誤にあたる場合や錯 以上については う量の錯誤 譲渡され 〔善意不 錯誤が
- 2) [1996] A.C. 669, at 689 (per Lord Goff)
- (?) [1995] 1 A.C. 74, at 102.
- (\otimes) [1996] A.C. 669, at 705 (per Lord Browne-Wilkinson)
- $(\overline{\infty})$ Id. at 683-4 (per Lord Goff)
- (\otimes) [2003] 1 Lloyds Rep.341, para. [229]
- (\otimes) David Fox, The Transfer of Legal Title to Money, [1996] R.L.R. 60, at 66
- いて、必ずしも厳密に維持されているわけではないとの5)Ibid. もっとも、このような区別は、イギリス法にお

- 指摘もみられる(McCormack, *supra* note 40, at 91)。
- ることができる。他方で、②の場合には、エクイティ上 場合には、コモン・ロー上の取消しにより、いったん受 帰属する所有権の形態に差異が生じる。すなわち、①の 実とは異なる表示) 復帰を主張することができる。 の取消しにより、 領者に移転したコモン・ロー上の所有権の復帰を主張す による事実とは異なる表示)かにより取消しの方法及び 厳密には、不実表示が①悪意不実表示(詐欺による事 自己への(エクイティ上の)所有権の か②善意不実表示(善意ないし過失
- Häcker, Rescission and Third Party Rights, [2006] R 取消しと善意有償取得の関係については、 に善意有償取得者が登場すると、取消権自体が消滅する。 しもっとも、大陸法と異なり、イギリス法では、取消前 .R. 21; do., supra note 22, Ch.7が詳しい。 Birke
- note 23, at 274も同旨。さらに、今日では、判例の判決 文中でも用いられている(例えば、[1] 事件 [at 714 [per AND TRACING (Oxford U.P., 1995) 311~参照。Bryan, supra ord Browne-Wilkinson]])° Claiming and Defences, in: PETER BIRKS ED., LAUNDERING Birks, supra note 19, at 378~; do., Overview: Tracing,
- 回復法(Birks の語法に従うと、不当利得法)を所有権 さらに Birks は、 晩年の著書において、 明確に、

- Birks, supra note 60, ch.8 参照)。 解されることになる(対物〔世〕的効果については、 ば、原状回復請求権(Birks の語法に従うと、不当利得 返還請求権)は当然に優先的保護を受ける権利として理 の現れであるとみられよう。それゆえに、Birks によれ イギリス法は独自の立場を維持すべきとの Birks の主張 対人的効果(≒債権)に制限する大陸法体系に対して、 還請求権)に対物的効果が与えられない論理的理由はな ないものがあることが判明したとしても、不当利得 る。Birks は、次のように述べる。「たとえ法体系の中 の創設を支配する原理の一つとして位置づけるまでに至 い」(BIRKS, supra note 60, at 32-33)。不当利得の効果を に不当利得(返還請求権)に対人的効果しか付与してい
- (8) Peter Birks, The End of the Remedial Constructive BIRKS, supra note 60, at 181~も参照。 Trust?, 12 Trust Law International 202 (1998). また、
- 99)というのも、 手段は、 再分配的物的救済といわれる。 を弁済者に割り当てることを意味するからである (Rotherham, supra note 57)。このような物的救済は、 (=物的救済) を与えることは、受領者に帰属する財産 イギリス法においては否定されている。 所有権が帰属しない弁済者に対物的保護 もっとも、こうした救済
- (91) Birks, supra note 89, at 214. このようなアプローチ方

挙げられる。 策的決定は国会に委ねられる方がよい、と指摘する) える潜在的な影響力を持つからであり、 ある。というのも、所有権の存在は、破産法の問題を超 の破産において優先的保護に値するか否かを問い、 Hacker, *supra* note 22, at 126(原状回復請求権が債務者 Degeling et al. eds., Unjust Enrichment in Commerciai Arguments for Proprietary Law (Australasia Law book Co, 2008) 377~ を支持 それに従って所有権を「課す」ことは、 するものとして、William Swadling, Restitution, in: それゆえに、政 本末転倒で のほ

中にもみられる。92) なお、同様のアプローチ方法は、イギリスの裁判例の

)法形式主義がイギリスの判例および Birks の議論に及てRe Polly Peck (No 2), [1998] 3 All ER 812, at 825)。可がある場合を除き、そのようにする権限を有しないなしには、できない。イギリスの裁判所は、国会の許物的権利を与えることは、Bから物的権利を奪うことあなたが、物的権利を持っていなかったAに対して

一般に関しては、深田三徳「イギリス近代法の完成期か& Ch.15参照)。なお、イギリス法における法形式主義強調するところである(ROTHERHAM, supra note 57, Ch.2(3)法形式主義がイギリスの判例および Birks の議論に及

九九二)一三二頁以下参照。訳)「イギリスにおける批判法学」法の科学二〇巻(一一三三頁以下、ジョセフ・マカヘリ(戒能通厚=石田眞的視点からする研究ノート」同法二五巻二号(一九七四)ら変容期への問題(上)――ドイツ、アメリカとの比較

(94) 具体的には、 書房、 研究 らの物的救済については、 己取引、(.Ⅳ)信託財産ないし受託者たる地位からの取得、 九一)一七九頁以下、森泉章編『イギリス信託法原理 が挙げられる の混和、 論』(有信堂、一九九八)二四二頁以下も参照。 ○・エクイティ研究会訳)『エクイティ』(有斐閣、 一九九二)七七頁以下、海原文雄『英米信託法概 ―F・W.メイトランドの諸説を通じて』 (:□) 信託財産の不当処分、 (道垣内・前掲書注(55) 五九頁)。これ 受託者による(i) メイトランド著(トラスト六 信託財産と他 (:三) 信託財産の自 0) 財

- 96 95 前揭注 間に価値的な同一性が認められること」を指す るように、「問題となっている特定の客体と元の財産の ある。これらの物的救済については、 16) 三六二頁以下参照。Chamber, supra note 66 もっとも、ここでの特定性 例えば、他人の財産を騙取した場合や横領した場合で (16) 三六〇頁)。 (同一識別性)は、 松岡· も参照。 (松岡 後述す 前揭注
- (97)例えば、Re Hallett's Estate, (1880) 13 Ch.D, 696 (Court

of Appeal).

2003) 179—;do., supra note 23 (Imposing Proprietary 性が要求されることとのバランスから、物的救済の場面 74 at 92〕において、Mustill 卿は「誰もその所有権がど 権利において要求される要件を充足することが必要であ の要件は、 Rights), at 4〔当事者の意思によらない物的権利の付与 in: Andrew Burrows & Edwin Peel eds. Commerciai においても特定性は要求されると解するもの 合意による担保権や合意によらない担保権において特定 から当然である」と述べる)、(:=)優先的保護を認める 前提とする権利であることから当然に要求するというも れる理由としては、(i)所有権は、特定の物の存在を (Australasia Law Book Co., 1996) 71~. 特定性が要求さ RESTITUTION: DEVELOPMENTS IN UNJUST ENRICHMENT Restitutionary Defenses, in: MITCHELL MCINNES ED. Remedies: Current Issues and Problems (Oxford U.P Calnan, Proprietary Remedies for Unjust Enrichment (title)を保有することができないのは、その物の性質 の動産に関係するかわからないとき、動産に対する権原 例えば、Peter Birks, Change of Position: the Nature (Fox, *supra* note 51, at 238、[5] 判決 [[1995] 1 A.C the Defense and its Relationship to Other 意思の要件を除き、 当事者の意思による物的 (Richard

> の、などが挙げられる。 証の問題や訴訟コスト)から特定性を要求するというも(Smith, swpra note 18, at 293)、(ⅳ) 手続上の理由(立ことから、特定の物の存在を当然の前提と解するものる、と主張する])、(ⅲ) 擬制信託も信託の一種である

- 3) Calnan, *supra* note 98, at 179, 183
- $(\stackrel{\frown}{\boxtimes})$ *Id.* at 179.
- (≦) Gareth Jones, Remedies for Recovery of Money Paia by Mistake, 39 (2) C.L.J. 275 (1980).
- 102) 代償財産とは、原財産を処分したことにより、処分者金(proceeds)、生成物(product)、交換生成物(exchange product)とも表現される。なお、代償財産のうち、原財産のみによって取得された代償財産(後述の(β)類型)は、「純粋型代償財産(clean substitutions)」といわれ、他方、混和物の一部ないし全部を用いて取得された代償財産(後述の(β)類のixed substitutions)」といわれる(例えば、Smith, supra note 51, ch.4 and ch.5, Mitchell, supra note 22, at 178~, Burrows, supra note 56, at 123~)。
- 座に受領者自身の金銭が存在せず、受領者自身の金銭と件では、受領者の銀行口座に入金されたものの、当該口(⑪) 例えば、先述 [10] 判決がこの類型にあたる。この事

- た。の混和の問題は生じず、かつ代償財産も生じていなかっの混和の問題は生じず、かつ代償財産も生じていなかっ
- (폴) Foskett v. McKeown, [2001] 1 A.C. 102, at 127 (per Lord Millett).
- (堂) Tayler v. Plumer, (1815) 3 M & S 562.
- $(\stackrel{ ext{(\Xi)}}{ ext{Foskett v. McKeown, [2001] 1 A.C. 102, at 127 (per Lord Millett)}$
- がない限り、「(狭義の)追及」を意味する。おいて「追及」という語を用いる場合には、別段の表記本稿においても、両者を区別して用いる。以下、本稿に(⑰)こうした区別は、Smith, supra note 51を嚆矢とする。
- $(\stackrel{{}_\sim}{\cong})$ Boscawen v. Bajwa, [1996] 1 WLR 328, at 334 (per Millett LJ).
- (①) よい己さは、ひつでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、物的救済を求めるものを「弁論じる。なお、以下では、物的救済を求めるものを「弁が済の場面においても適用可能であるとの仮定のもとで(⑪) それゆえに、以下では、こうしたルールが錯誤による(⑪) それゆえに、以下では、こうしたルールが錯誤による
- (三) 以下の記述は、MITCHELL ET AL., supra note 22, Ch.7に負うところが大きい。

 51,Ch4; Simon Evans, Rethinking tracing and the law of restitution, 115 L.Q.R. 469, at 470 (1999); Fox, supra note 57, at 55~; Peter Jaffey, The Nature and Scope of

- RESTITUTION (Hart Publishing, 2000) 294~; PETER JAFFEY, PRIVATE LAW AND PROPRIETARY CLAIMS (Hart Publishing, 2007) 159~(以下、前者を JAFFEY ①、後者を JAFFEY ②として引用する); ROTHERHAM, supra note 57, at 57~; HÄCKER, supra note 22, Ch.8など参照。
- 権者が当該証券等の返還を求めた事案〔否定〕)。 721. (委託者が一定の株の購入のために受託者に金銭を 語証券等を奪った。その後、破産した委託者の他の債 に、逃亡を図ったものの、委託者につかまり、委託者が に、逃亡を図ったものの、委託者につかまり、委託者が 当該証券等を奪った。その後、破産した委託者に金銭を
- 程書注(四)二四八頁以下も参照。 Ch.6;Jaffey 中, supra note 111, at 300~;Fox, supra note 51, Ch.7;Burrows, supra note 56, Ch.8のほか、海原・前掲書注(四)二四八頁以下も参照。
- 合に応じて持分権が与えられる (Smith, supra note (51),を構成する各寄与者は、所有権者とみなされ、寄与の割り、例えば、石油や綿花などが混和した場合には、混和物で

4

- 16) Taylor v. Plumer, (1803) 3 Maul & Sel 562, 105 ER 721を嚆矢とし、前述の[11]事件(Banque Belge pour l'Etrnger v. Hambrouck, [1921] 1KB 321, 327-28 (CA) 〔per Bankes LJ〕)及び[1]事件(Westdeutsche Landesbank Girozentrale v. Islington LBC, [1996] A.C. 669, at 917 〔per Lord Hobhouse〕)もこれを支持する。
- (刊) 判例の推移については、Fox, supra note 51, at 248-50, Calnan, supra note 23 (Proprietary Rights in Insolvency), at 300-15が詳しい。
- (118) Re Hallett's Estate, (1880) 13 Ch D 696 (投資のため(119) Re Hallett's Estate, (1880) 13 Ch D 696 (投資のため(119) Re Hallett's Estate, (1880) 13 Ch D 696 (投資のため(119) Re Hallett's Estate, (1880) 13 Ch D 696 (投資のため(119) Re Hallett's Estate, (1880) 13 Ch D 696 (投資のために金銭を預かった代理人が自己の固有財産と当該金銭を記れるとしたとができる、とした)
- (至) Sinclair v. Brougham, [1914] A.C. 398, at 421; Re Diplock, [1948] Ch. 465, at 536-537; Agip (Africa) Ltd v. Jackson, [1991] Ch 547, at 566 (CA) (Fox LJ)

- $(\widetilde{\Xi})$ Re Hallett's Estate, (1880) 13 Ch.D. 696, at 727 (per Jessel MR).
- (≦) Re Oatway, [1903] 2 Ch. 356, at 360 (per Joyce J).
- (Ch.D). 松岡・前掲注(16)三七四頁も参照。
- (図) Re B.A. Peters Plc (In Administration), [2008] EWHC 2205 (Ch); [2008] B.P.I.P. 1180, at [18] and [46]-[47]. もっとも、後者の証明責任は原告にあり、裁判所は被告が信とは、被告の他の債権者の保護という理由があるとされる) は、被告の他の債権者の保護という理由があるとされる) [Scott, supra note 52, at 3636~])。
- (図) 先述の [6] 判決 (Sinclair v. Brougham, [1914] AC 398 (HL)) のほか、Re Diplick, [1948] Ch. 465;Foskett v. McKeown, [2000] 1 AC 102など。
- (얼) Foskett v. McKeown, [2000] 1 AC 102, at 132 (per Lord Millett)
- (26) Clayton's Case, (1816) 1 Mer 572, 35 ER 781
- なった事案). All E.R. 22 (Court of Appeal) (投資詐欺による加害者会と All E.R. 22 (Court of Appeal) (投資詐欺による加害者会をつた事案).
- (22)三つのルールの差異を具体的に示すると次のとおりで

ある。 は、 よれば、 よれば、 失うとする。まず | 段階的な負担ルール | によれば、 るために原告Cの三○○○ポンドを入金する(その後使 その後、 たとする。被告は三〇〇〇ポンド引き出し、それを失う。 ンドは失われ、すべての株式はBに帰属しCの金銭は の割合で、配分される。最後に、|先入れ先出しルール|に 三の割合で帰する(三〇〇〇〇ポンドの価値のある株式 次の預金後の六○○○ポンドは、AとBとCに一対二対 合で負担されなければならない(Cは全く負担しない)。 の損失〔三○○○ポンド〕は、AとBにより一対二の割 用する)。さらに、残りの三〇〇〇ポンドを引き出し、 Bの四○○○ポンドを残額ゼロの当座預金口座に入金し 一五○○○ポンドづつ帰する)。次に|接分比例ルール|に て失われることになる。 AL., supra note 22, 181 一参照 Aに五〇〇〇ポンド、Bに一〇〇〇〇ポンド、Cに 例えば、 三〇〇〇〇ポンドの価値の株式は、 被告は、一〇倍に価値が増加する株式を購入す Aの金銭は失われ、Bの金銭のうち一〇〇〇ポ 被告が原告Aの二〇〇〇ポンド及び原告 以上については、 二対四対 MITCHELL 最初 す

- (S) Re Diplick, [1948] Ch. 465 at 524, and 539
- べるところと一致するものである。(3)こうした理解は、Re Diplock 事件の控訴院判決が述

コモン・ローは、厳格な物質主義的方法(materialistic

とができる。コモン・ローは、他の金銭の混和がない とができるものを認識することのみできる。 465 at 518)° 限りで、 ローは、 way)で〔追及に〕アプローチした。 金銭と同一のものとみなすことができる([1948] ある物と他の物の「物理的な」特定とおおよそ呼ぶこ 限りで、 金銭を当該金銭により取得された他の種類の ある人の金銭を他の人の金銭と混和していな 特定可能なもの (identifiable) とみなすこ コモン・ロ コモン・ 1 は、

は、 ティは、 に分解することができるとみなす([1948] Ch. 465 成の資金とみなす際に困難性を見出さない。 みなされる二つ以上の資金の混和からなる混合物を合 (metaphysical) なアプローチを採用した。エクイティ 〔これに対し〕エ 一定の目的のために継続して分離して存在すると その混合物を適切な状況において、構成部 クイティ は、 ょ ŋ 抽 エクイ 象 at 的

-) Fox, *supra* note 51, 240, 246.
- *Id.* at 246, 261, ゃらに269-273

132 131

者の金銭に対する目印を欠くために、所有者は、特定の(真の所有者)にのしかかる。しかし、実際には、所有り強い競合する権原を証明する負担は、奪われた所有者(33)「金銭に目印なし」のルールにより、金銭に対するよ

北法65(5·285)1411

とされる(Id. at 243-244)。 金銭に対するより強い権原を立証することができない、

- (34) もっとも、こうしたコモン・ロー上の取り扱いをめぐっては、学説上批判が加えられている。例えば、Foxによれば、「金銭に目印なし」というルールが現代経済において金銭の効率的な流通にとっていまだに要求されるかは再検討の余地があるとする(Id. at 247)。というのも、このルールは、イギリス法において善意有償取得原理が承認される以前に金銭の第三取得者を保護するために機を認される以前に金銭の第三取得者を保護するために機を認される以前に金銭の第三取得者を保護するために機を認される以前に金銭の第三取得者を保護するために機を認されるものではないからである(Id. at 262)。
- $(rac{1}{12})$ Id. at 247, 273; Häcker, supra note 22, at 280.
- る). 松岡・前掲注(16)三七〇頁も参照。 るのは、受領者が地位変更をした場合のみであるとするのは、受領者が地位変更をした場合のみであるとす